

新型コロナと社会保障

令和2年8月21日

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

伊原 和人

新型コロナと社会保障

当面の課題

- ▶「医療」を守る
- ▶「雇用」を守る
- ▶「生活」を守る

ウィズ・コロナ、
ポスト・コロナを
見据えて

「3密」を避ける
新たな生活様式
の拡がり、国民
生活、社会・経済
に様々な影響

- ▶日常生活のオンライン化
(オンライン診療、行政手続)
- ▶新しい働き方(テレワーク、フリーランス)
- ▶エッセンシャルワークの重要性
- ▶新しいつながり
(オンライン活用、アウトリーチ)
- ▶社会保険・労働保険の対象とならない者など
への対応(非正規、フリーランス)
- ▶サプライチェーンの在り方、東京一極集中の
是正、地方創生、地域社会の在り方、経済・
財政への影響

当面の課題

新型コロナウイルス感染症対策関係の第二次補正予算のポイント（厚生労働省関係）

- ▶ 新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策を強化する。
- ▶ 追加額 4兆9,733億円（うち一般会計 3兆8,507億円、労働保険特別会計 1兆4,446億円）

検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

- (1) PCR等の検査体制のさらなる強化
 - 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施【366億円】
 - 検査試薬・検査キットの確保【179億円】
 - 抗体検査による感染の実態把握【14億円】
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備
 - 感染拡大防止システムの拡充・運用等【13億円】
 - 医療機関等情報支援システムの拡充【29億円】
- (3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等
 - ワクチン・治療薬の開発等【600億円】
 - ワクチンの早期実用化のための体制整備【1,455億円】

医療を守る

医療・福祉の提供体制の確保

- 緊急包括支援交付金の抜本的拡充(国庫負担10/10)【2兆2,370億円】
 - ・ 重点医療機関への支援、医療従事者等への慰労金の支給、救急・周産期
 - ・ 小児医療機関の院内感染防止対策、医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援
 - ・ 感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用再開支援
 - 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充【365億円】
 - 医療用物資の確保・医療機関等への配布等【4,379億円】
 - 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援【3.3億円】
 - 就労系障害福祉サービス活性化等福祉サービス提供体制の確保【22億円】
 - 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布【9.4億円】
- ※ 上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等症患者の診療や医療従事者の感染リスクを伴う診療等に係る特例的な評価を行う。

雇用を守る

雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

- (1) 雇用を守るための支援
 - 雇用調整助成金の抜本的拡充【7,717億円】
 - ・ 雇用調整助成金の日額上限の引き上げ（8,330円→15,000円）
 - 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設【5,442億円】
 - 失業等給付費の確保【2,441億円】
 - 就職支援の強化等【34億円】
 - 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化【2.5億円】
 - 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援【50億円】
 - 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設【90億円】

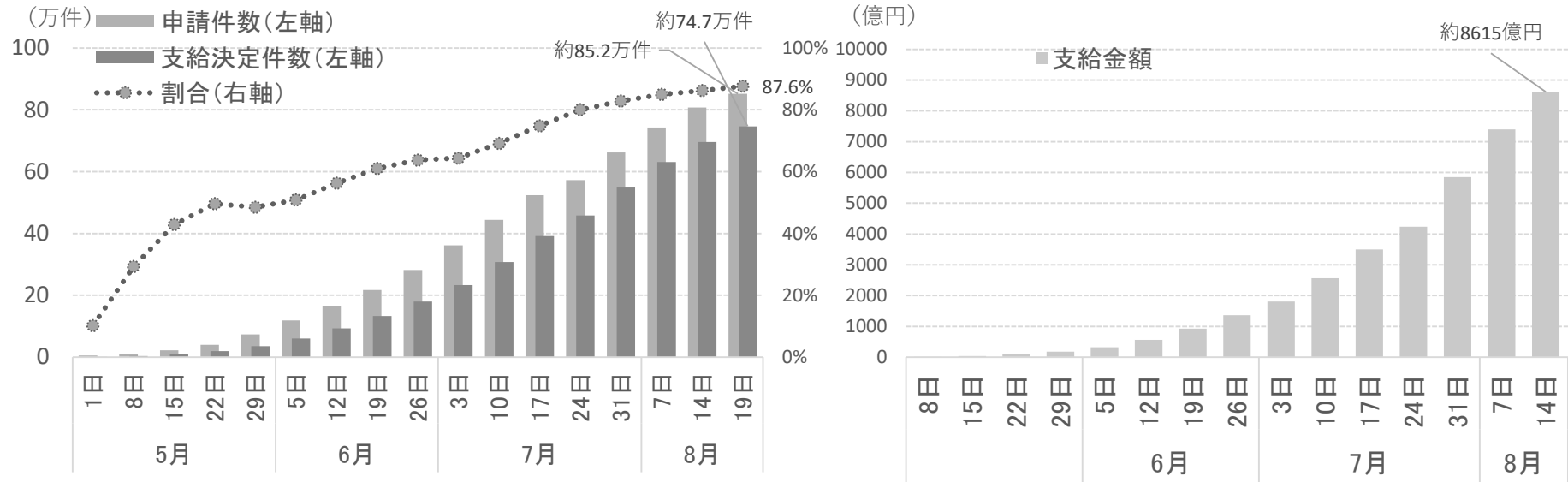
生活を守る

- (2) 生活の支援等
 - 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施【2,048億円】
 - 生活困窮者等への支援の強化【65億円】、住まい対策の推進【99億円】
 - 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援【8.7億円】
 - 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給【1,365億円】
 - 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化【4.2億円】
 - 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化【41億円】
 - 妊産婦等への支援の強化【177億円】
 - 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等【189億円】

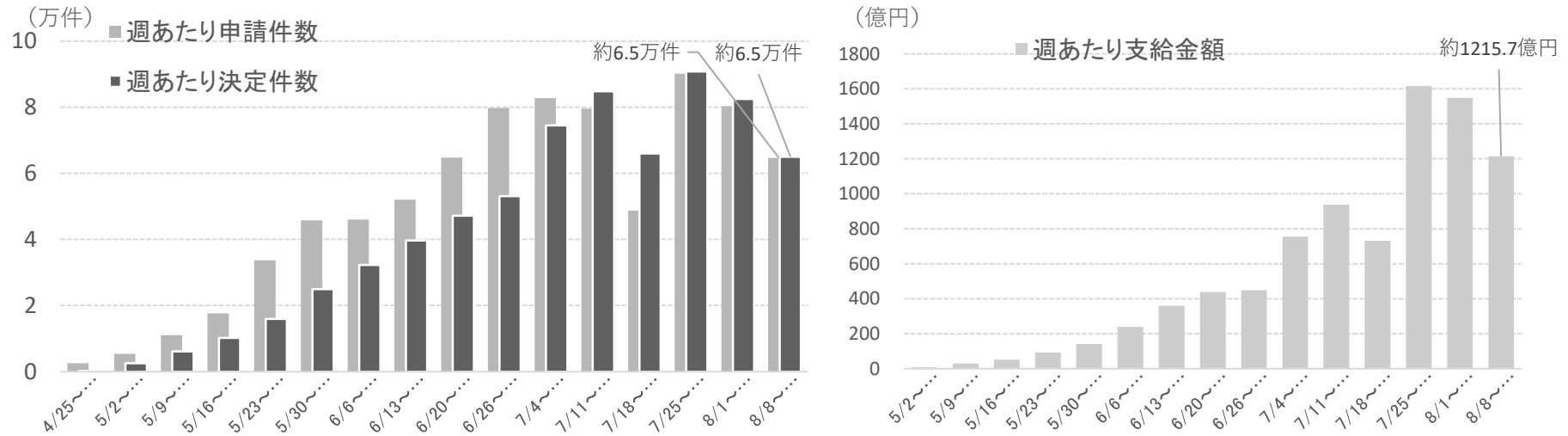
個人・事業者への給付金・助成金等

施策	府省	施策概要	進捗状況
雇用調整助成金の拡充	厚労省	助成額の上限を日額8,370円から15,000円に引上げ、月額33万円。 解雇等を行わない場合の助成率を10/10に引上げ（中小企業）。 4月1日から9月30日までの期間に適用。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請件数:約85.2万件（8/19時点） ・支給決定件数:約74.7万件（8/19時点） ・支給金額:約8,615億円（8/14時点）
緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付	厚労省	従来の制度からの特例措置として、低所得世帯要件の緩和や、貸付上限額の引き上げ等を実施。 貸付上限額は緊急小口資金20万円以内、総合支援資金月20万円以内(原則3月以内)。 所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還を免除することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急小口資金 ・申請件数：638,810件 ・支給決定件数:624,809件 ・支給決定金額:1,131億円（8/8時点） ○総合支援資金 ・申請件数：291,207件 ・支給決定件数:255,452件 ・支給決定金額:1,423.4億円（8/8時点）
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	厚労省	休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に日額11,000円を上限に支給。月額上限33万円。 4月1日から9月30日までの期間に適用。	<ul style="list-style-type: none"> 7月10日に申請受付開始 ・申請件数：105,747件（8/17時点） ・支給決定件数：41,661件（8/19時点） ・支給金額：約36.4億円（8/19時点）
住居確保給付金	厚労省	離職等・休業に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。 支給額の上限は住宅扶助特別基準額。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請件数：82,666件 ・支給決定件数：62,393件 ・支給金額：約44.5億円（6/30時点）
特別定額給付金	総務省	一人あたり10万円を給付。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての市区町村で給付開始 ・給付済金額:約12.52兆円（予算額の98.3%） ・給付済世帯数:約5,796万世帯（総世帯数の98.1%）（8/14時点）

雇用調整助成金の実績（累積）

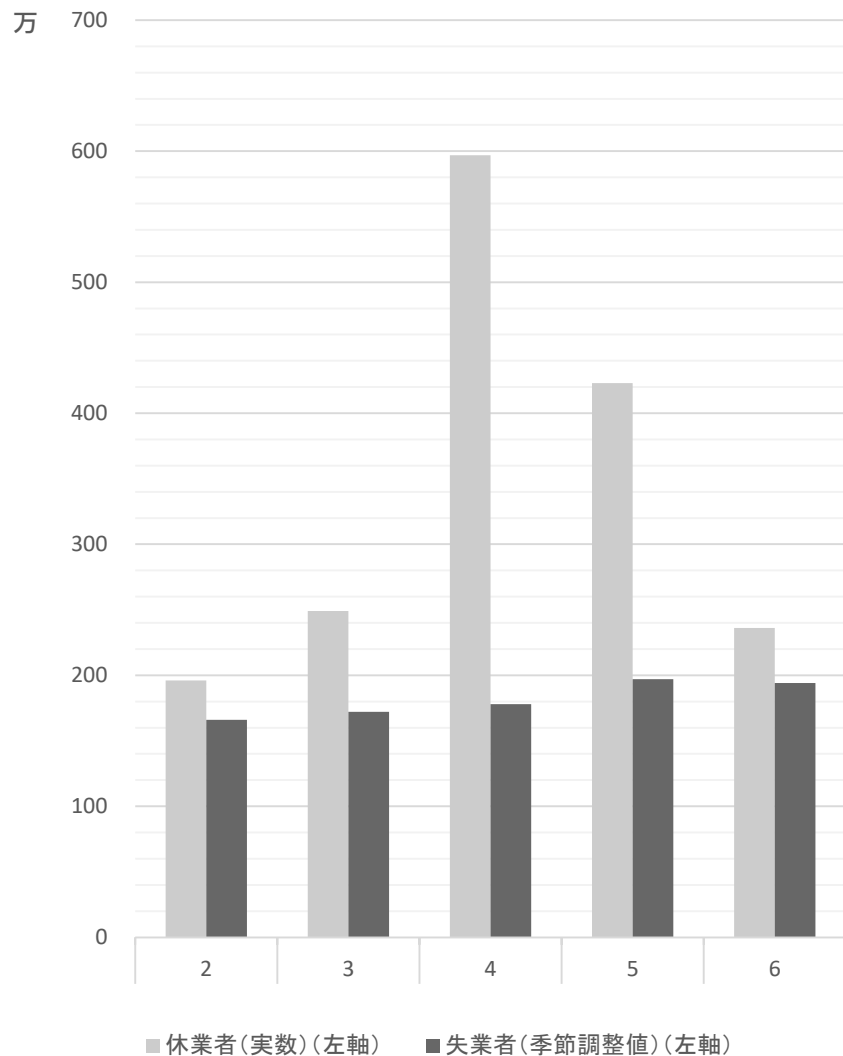


雇用調整助成金の実績（週当たり）

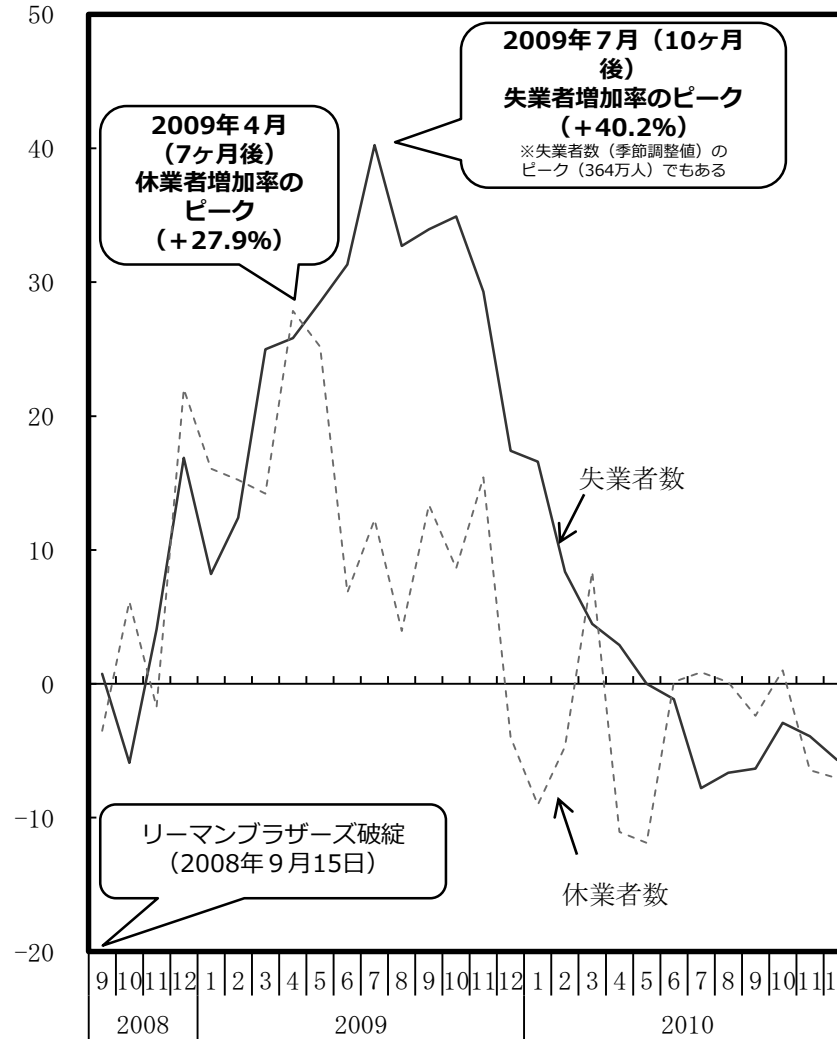


雇用・福祉の状況①

休業者数・失業者数の変化



(前年同月比、%) (参考)リーマンショック時の休業者・失業者の変化

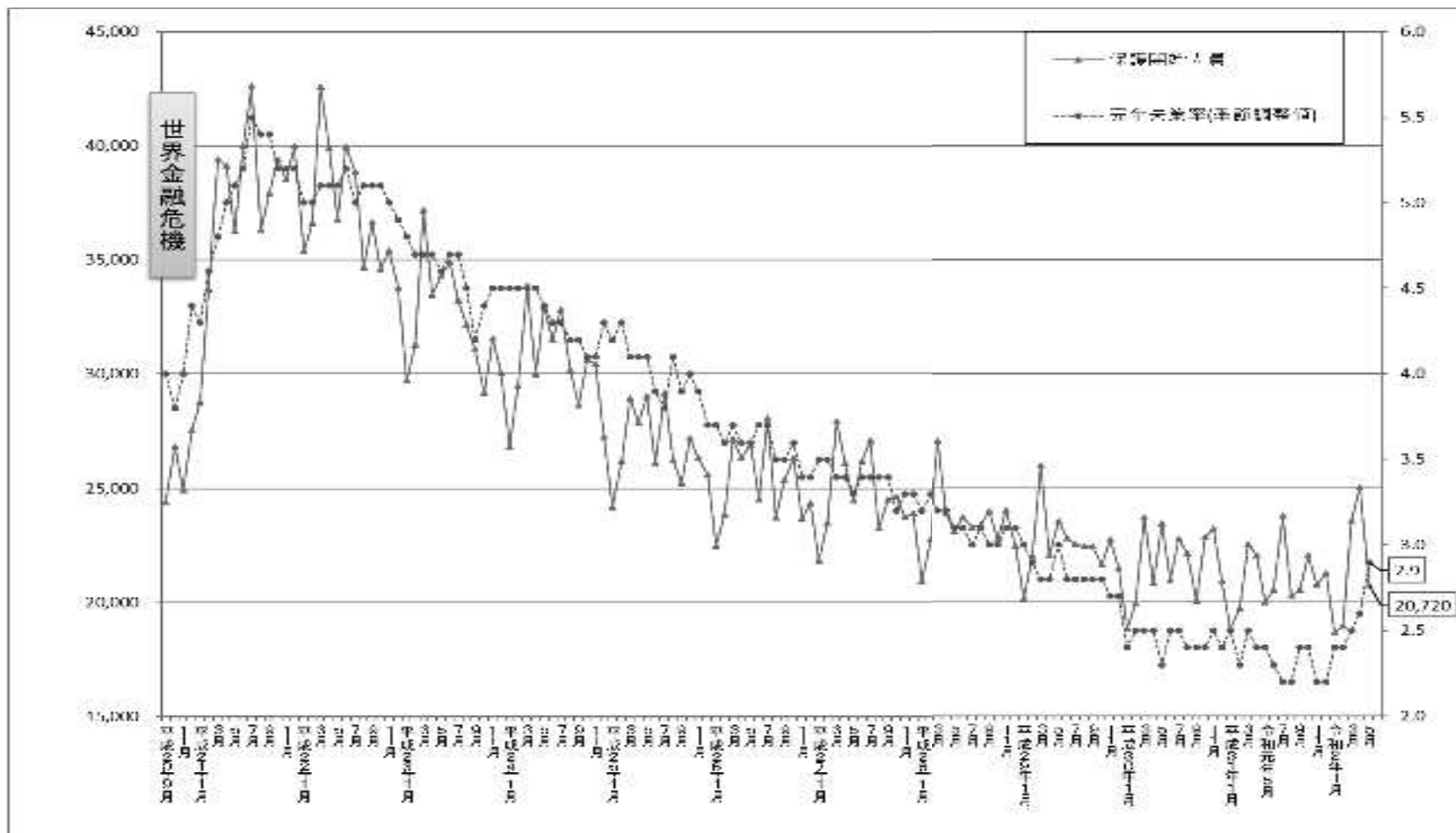


(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

雇用・福祉の状況②

保護開始人員
(人)

失業率
(%)



(注)東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料)被保護者調査 月次調査(厚生労働省)(平成24年3月以前は福祉行政報告例)※平成31年4月以降は速報値、労働力調査(総務省)

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

(1) 支給対象者

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

(2) 給付額

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円

(3) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5) 補正予算案

令和2年度第2次補正予算案 1, 365億円（事業費1,178億円、事務費186億円）※母子家庭等対策総合支援事業

(6) スケジュール

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

①の対象者には可能な限り8月までに支給（申請不要）。②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）。

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

年1回の定例の対面による現況確認時（8月）等にあわせて、収入が大きく減少しているとの申し出について簡易な方法で確認した上で9月以降に支給。

生活困窮者等への支援の強化(自立相談支援等の強化)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施する。

実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、905自治体)

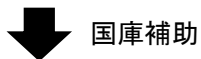
事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
- ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応や、子どもの学習・生活支援における助言・指導など、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
- ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ

厚生労働省



国庫補助

都道府県・市・区等 (905自治体)



直接支出又は委託

自立相談支援機関等 (1,317機関等)

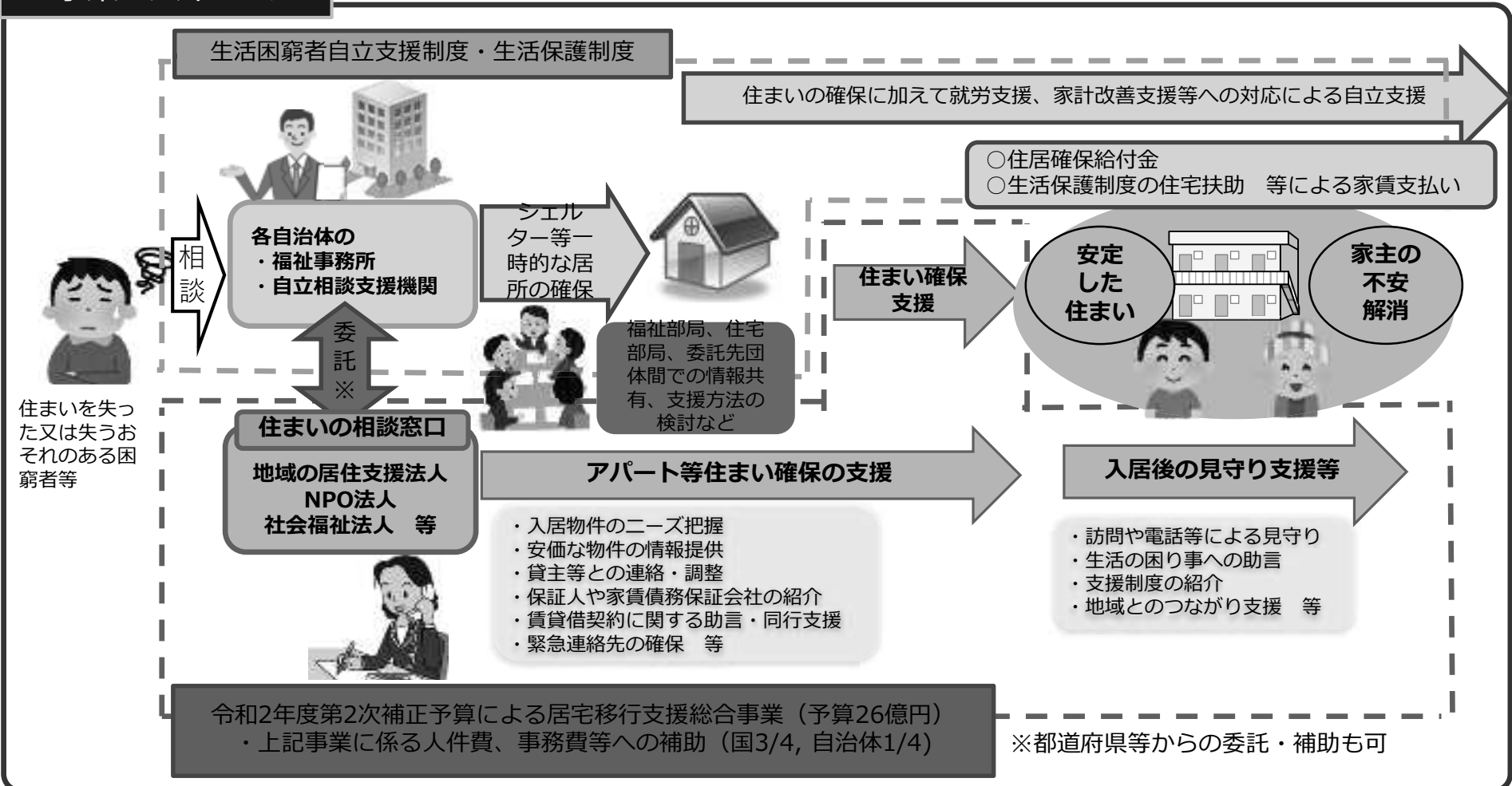
補助率

国 3/4

生活困窮者等の住まい対策の推進

- 住居不安定者（離職により住まいを失うおそれのある方や、ホテル等の一時的な居所に滞在する方など）に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。
- 令和2年度補正予算案による居宅移行支援総合事業（仮称）により、住まいに困窮している相談者に対し、入居から見守りまで、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度と一体的に相談者の状況に応じた支援を実施する。

事業のスキーム



新型コロナウイルス感染症に対応する取組 子どもの食事支援・見守り

- 経済的な理由等により食の支援が必要な子育て家庭に対し、お弁当を届ける支援を実施することで、地域の事業者による子どもや保護者の見守り・語りかけの機会とし、必要な支援につなげている地方自治体がある。

子ども配食サービス事業「KODOMOごはん便」 (東京都江戸川区)

- 経済的な理由や保護者・子どもの病気等により食の支援が必要な家庭に対し、区内の弁当屋が手作りのお弁当を届ける支援を実施。東京都と江戸川区の補助により、自己負担100円で470円の手作りのお弁当を配達。
- 配食を通じて、地域の事業者による子どもや保護者の見守りや語りかけの機会とし、必要な支援につなげる。
- 支援対象は、住民税非課税などの世帯の18歳までの子ども。新型コロナウイルスの影響による収入の減少や休業等により生活に困窮している食の支援が必要な子どもがいる世帯も支援対象となる場合がある。

■ 配食の例



※第7回全世代型社会保障検討会議資料を基に作成。

新型コロナウイルス感染症に対応する取組 子育て支援

感染拡大防止と両立する「新しいつながり」が模索されている。

つながる支援

～特非) 秋田たすけあいネットあゆむ (秋田市)

【新型コロナウイルス感染症拡大後の取組と工夫】

2月から「親子食堂」の開催を取りやめ、2月末から「緊急食糧支援」を開始。同時に「DV・虐待」の広報を強化した。親子食堂の代わりに無料のお弁当配布を現時点で8回実施・お弁当配布時に「フードパントリー」も合わせて実施。緊急食糧支援は新聞・NHK・ラジオ出演もあり、普段の3倍以上の要請が秋田県内各地から来る。宅配にて発送しているが、発送を待つ段階で外が見えなくなるくらい支援物資を発送した日もある。子育て世帯、単身世帯、高齢者まで、全ての世帯からの要請がきた。深夜のメールも多くなり、「お腹がすいて眠れない、助けてほしい、誰も助けてくれない」と高校生から深夜1時過ぎにメールが届く。ある日は「幼い子どもと車中にいます。助けてください」と夜中にお母さんからのSOSも。DVや虐待の増加に素早く対応できるよう取組みを強化。「いち早くつながる」ことに力を入れている。コロナでなくても一人でも多く、助けることに取り組み続けている。



Zoomで子育てサロン

～NPO法人子育て支援のNPOまめっこ (名古屋市)

【新型コロナウイルス感染症拡大後の取組と工夫】

名古屋市の外出自粛要請の発令から、「ひろば」の開催は中止。ひろばの利用者を中心に声をかけ、オンライン会議システム「ZOOM」を活用した子育てサロンを週3回実施。最大13組。月曜は手づくりおもちゃ、水曜はテーマトーク、金曜または土曜は外部講師によるゲスト企画。14時30分からの30分間は運営者が進行し、その後の30分間はフリータイム。それぞれの自宅などからつなぐため、感染症対策は特に必要がないが、オンライン上で孤立しないように、フリータイムでは参加者が話せるように話を振る。いままでの子育てサロンで知り得た情報も会話のきっかけになっている。(例:「そろそろ離乳食は3回になるんじゃない?」など)

5/9(土) 第10回 Zoomで子育てサロン開催しました!
トークテーマ:「お家時間を楽しむアイデア」



支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第二次補正
予算：31億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

目的

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、支援対象児童等の状況を電話や訪問等により定期的に確認し、必要な支援につなげること
 - ・その際、民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守りの体制を強化することとする「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施。
- 同プランの取組を一層推進するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための経費を支援する。

補助基準額

1か所当たり：8,313千円
※民間団体等の支援スタッフの person 費、訪問経費など事業実施に係る経費

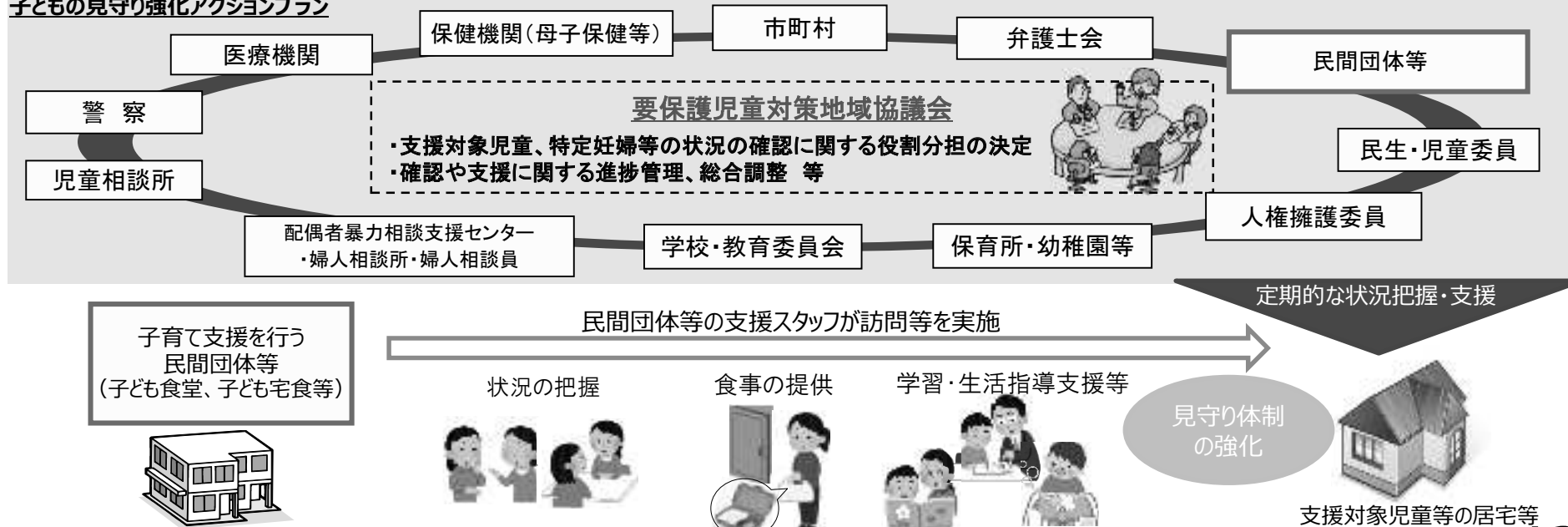
補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）

子どもの見守り強化アクションプラン



新型コロナウイルス感染症に対応する取組 高齢者の見守り訪問

○集いの場に代えて、手作りマスクの配布や買い物代行を通じ、高齢者の見守り訪問を実施し、つながりを維持。

見守り拡充、買い物代行によるつながりの維持 (あったかふれあいセンターとかの)

- 高知県独自の地域福祉拠点施設である「あったかふれあいセンターとかの」が「集い」の代わりに、一人暮らし高齢者の見守り訪問を実施。

■ 新型コロナウイルス感染症流行前



(特定非営利活動法人全国コミュニティライフセンター提供)

■ 新型コロナウイルス感染症流行後

- ・手作りマスクの配布
- ・買い物代行



(佐川町役場提供)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充する。

1. 2次補正予算計上額 2兆円（1次補正予算計上額と合わせて3兆円）

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※ 第2次補正予算における国庫補助事業の地方負担分については、第1次補正予算の臨時交付金の未配分額により措置

(3) 交付限度額：① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円程度）

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円程度）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

① **家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応** 【家賃支援、休業要請に伴う協力金等、地域公共交通機関等の維持・確保、旅館・ホテル等の経営支援、臨時休校に伴う子供たちの心のケア、修学旅行等のキャンセル代への支援 等】

② **「新しい生活様式」等への対応** 【地域公共交通機関等の3密対策、福祉施設・観光施設・学校・スポーツ・文化イベント等の「新しい生活様式」の下での再開に向けた支援、地元産品のオンライン販売促進、オンライン教育・テレワーク導入支援、農林水産物の販売促進、観光地の活性化 等】

の事業に充当。

- **背景**
- 新型コロナウイルス感染症により失業する方が増加
 - 一方、複数人が屋内で集まることを前提にした子ども食堂や通いの場等の居場所づくりがしづらい状況
 - 居場所を喪失することによる孤立・フレイルのリスクの高まり、住民相互の関係性の希薄化

■ 事業スキーム(イメージ)

- ①集いの場の再開・役割の創出支援
- ②つながりの発見・創出支援
- ③「気になる人」の見守り支援
- ④新しいつながりの環境醸成支援

自治体

雇用・研修に係る費用、運営費等

社会福祉協議会
NPO法人 等

子ども食堂、通いの場、見
守り等の実施団体



◆ つながり推進員



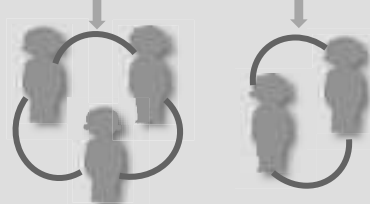
失職者、内定取消し者、専業主婦(夫)、高齢者等
(臨時雇用、有償ボランティア等)

※フルタイム・パートタイムの双方を想定
※資格・経験は問わない
※研修の実施(オンライン研修含む)

他事業の一体的実施
や連携も想定

①集いの場の再開・役割の創出支援

子ども食堂、通いの場、
見守り等

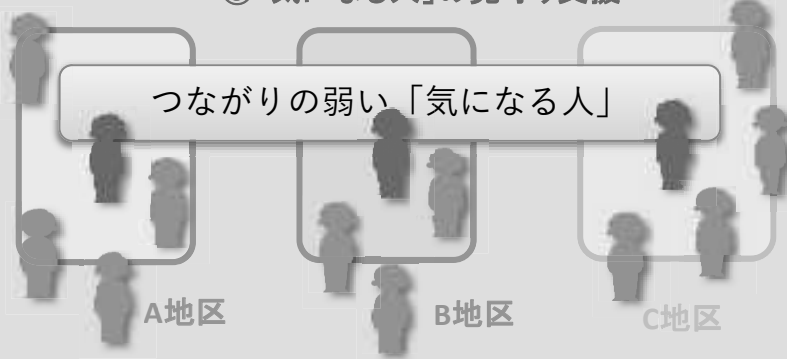


元々気にかけていた仲間等

②つながりの発見・創出支援

③「気になる人」の見守り支援

つながりの弱い「気になる人」



小地域で、新たに気にかけて関係づくり等

④新しいつながりの環境醸成支援

(活動例)

- ・ 屋外プログラムの提供
- ・ フードパントリーなど対面時間を減らす手法への切替
- ・ ICTを活用し、3密を控えた見守り、相談支援(つぶやきの受け止め)
- ・ 住民どうしのつながりの把握
- ・ 訪問を通じた新たなつながり・参加の場づくり
- ・ 専門職や専門機関の参加の促進

事業の実施により期待できる効果

- ・ 新たな雇用の創出
- ・ 「気になる人」を気に掛ける風土の醸成
- ・ 気になる人どうしの結びつき
- ・ 地域づくりの担い手の創出
- ・ 新たな時代に対応した新しいつながり方の構築

地域共生社会の実現

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正(令和2年法律第52号)

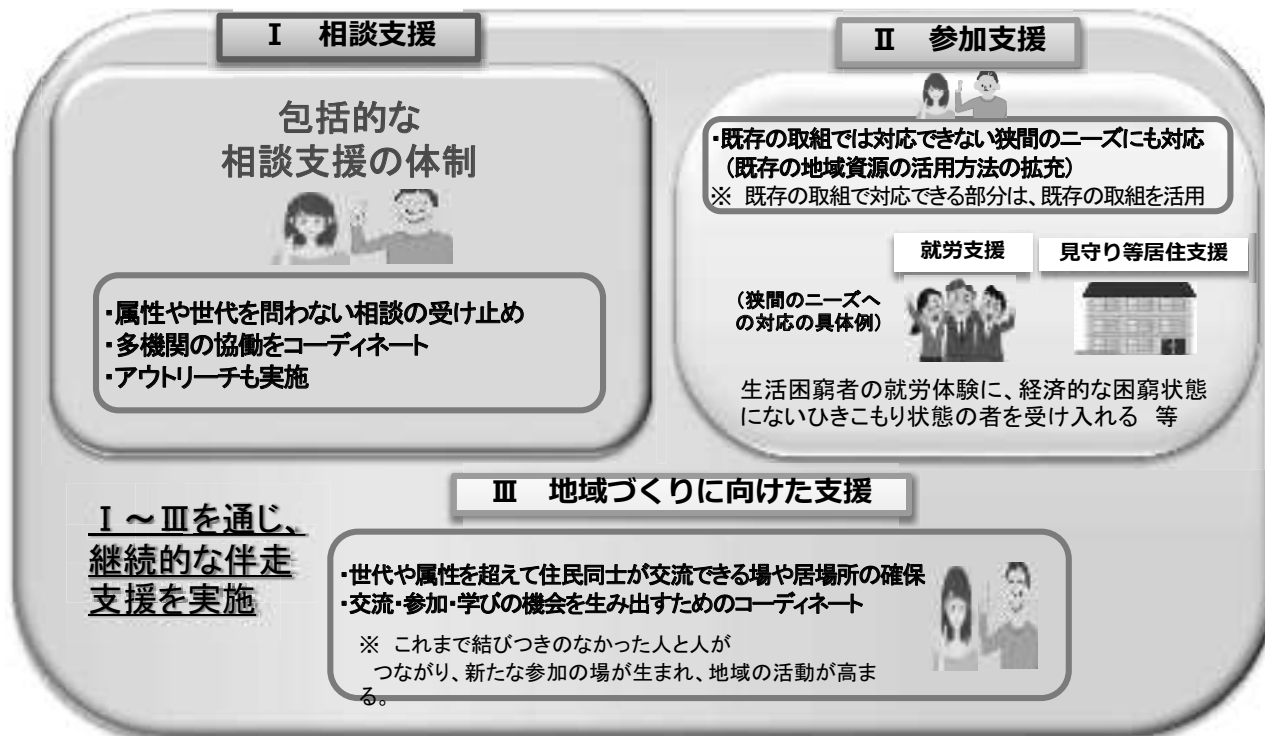
—市町村の包括的な支援体制の構築の支援—

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷等)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。

社会福祉法に基づく新たな事業(重層的支援体制整備事業)の創設

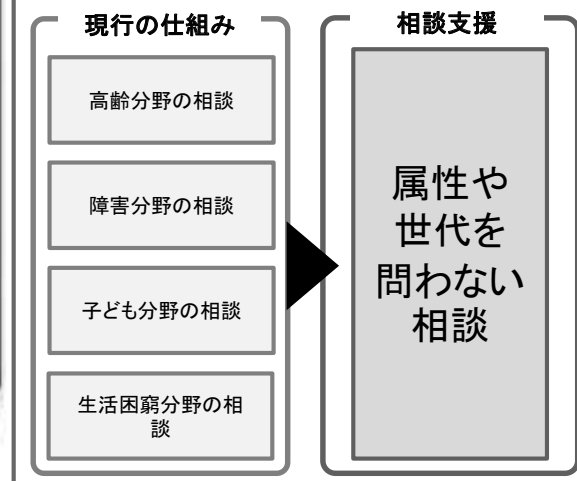
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設**する。
 - 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須 — **新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像



相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。

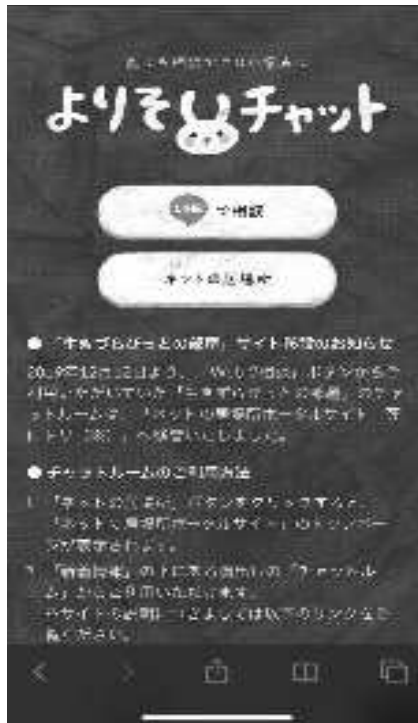


新型コロナウイルス感染症に対応する取組 心のケア

- 生きづらさや自殺願望を抱える方に対して、SNSを活用した自殺防止相談窓口を開設する事例がある。

誰にも相談できない悩みに寄り添う「よりそいチャット」 (特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク)

■ スマホで手軽に相談



- 無料対話アプリLINE上に「LINEで相談」を設置し、チャットによる相談を実施。
- 新型コロナウイルス感染症の発生以後、仕事や生活に関する切迫した相談が増えている。

コロナのせいで、せっかく決まっていた仕事が無くなった。まったく将来が見えず、生きる意味を見いだせない。消えたい。

不安で外にも出れず、仕事もなくなった。もうどうにもならない。死ぬしかない。

※第7回全世代型社会保障検討会議資料を基に作成。

(出所) 特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク「よりそいチャット」サイトを基に作成。

自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援

【施策の目的】

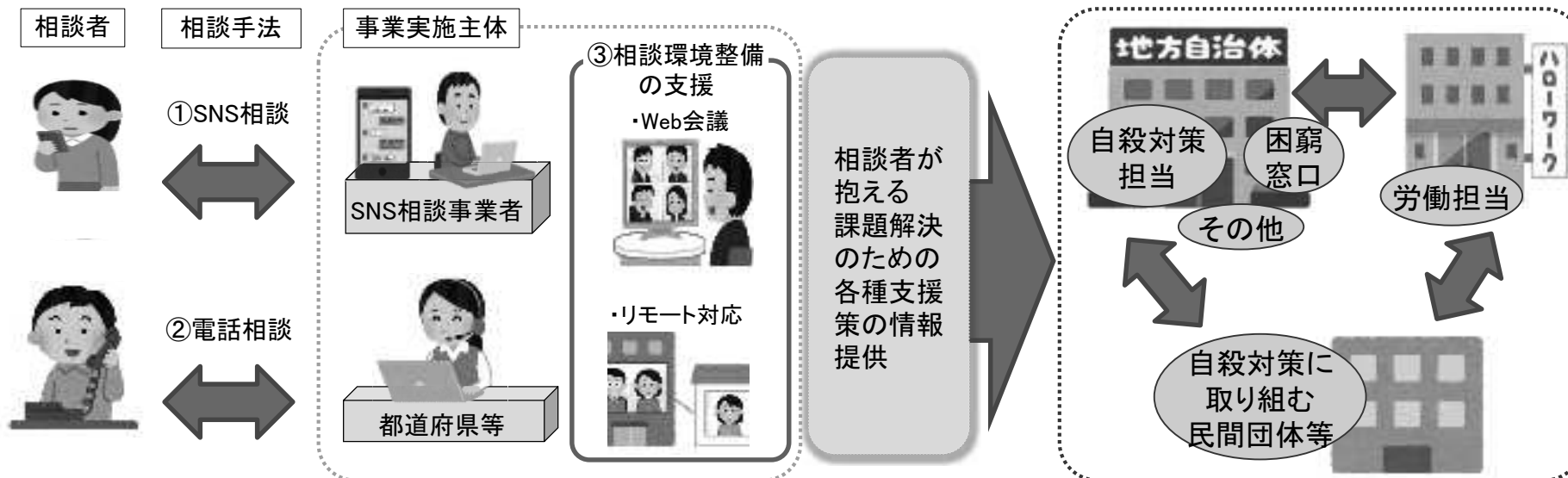
新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援を行う。

【施策の概要】

自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える国民に対して、民間団体が行っているSNSを活用した相談及び都道府県等が行っている電話相談等の支援体制を拡充するとともに、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等の相談環境の整備等に向けた支援を行う。

【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

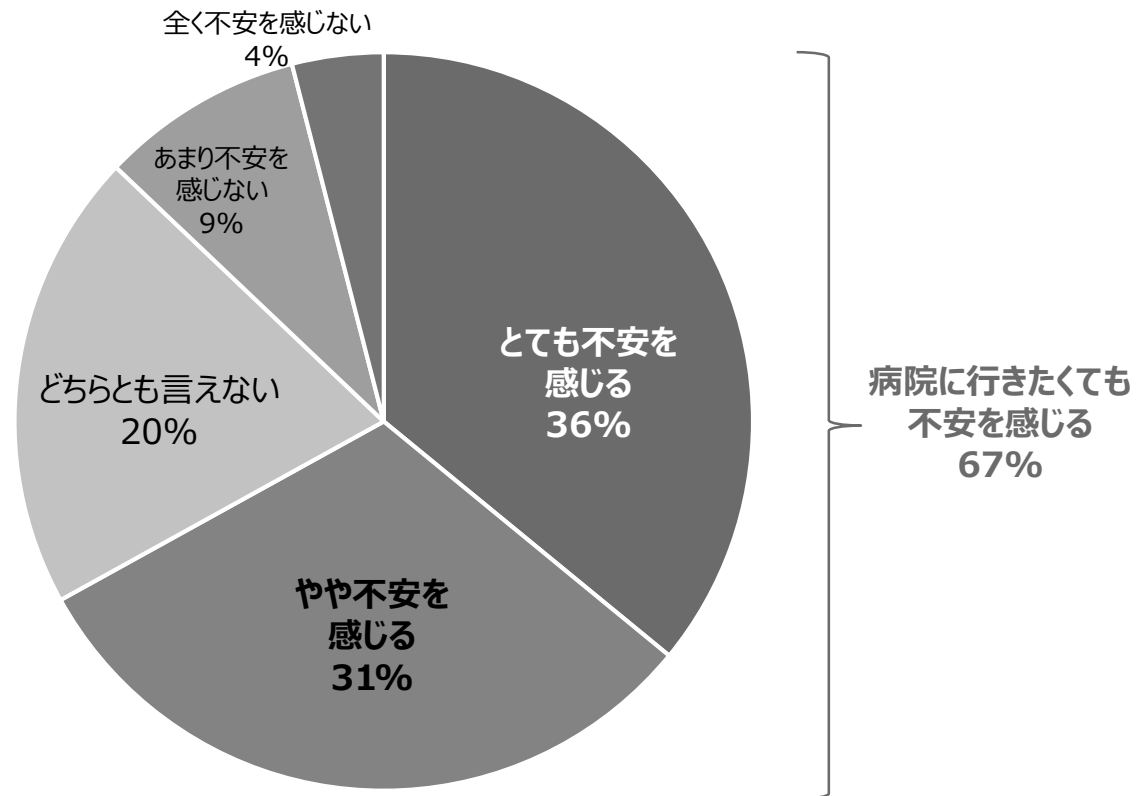
- 実施主体：民間団体、都道府県、市町村 ○ 補助率：10/10、1/2、2/3
- 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方
- 相談事業実施の流れ



病院に行くことへの不安

○ 感染拡大を受けて、「病院に行きたくても感染への不安を感じる」と回答した者は、全体の67%。

「持病や風邪などで病院に行きたくても感染への不安を感じる」に対する回答割合



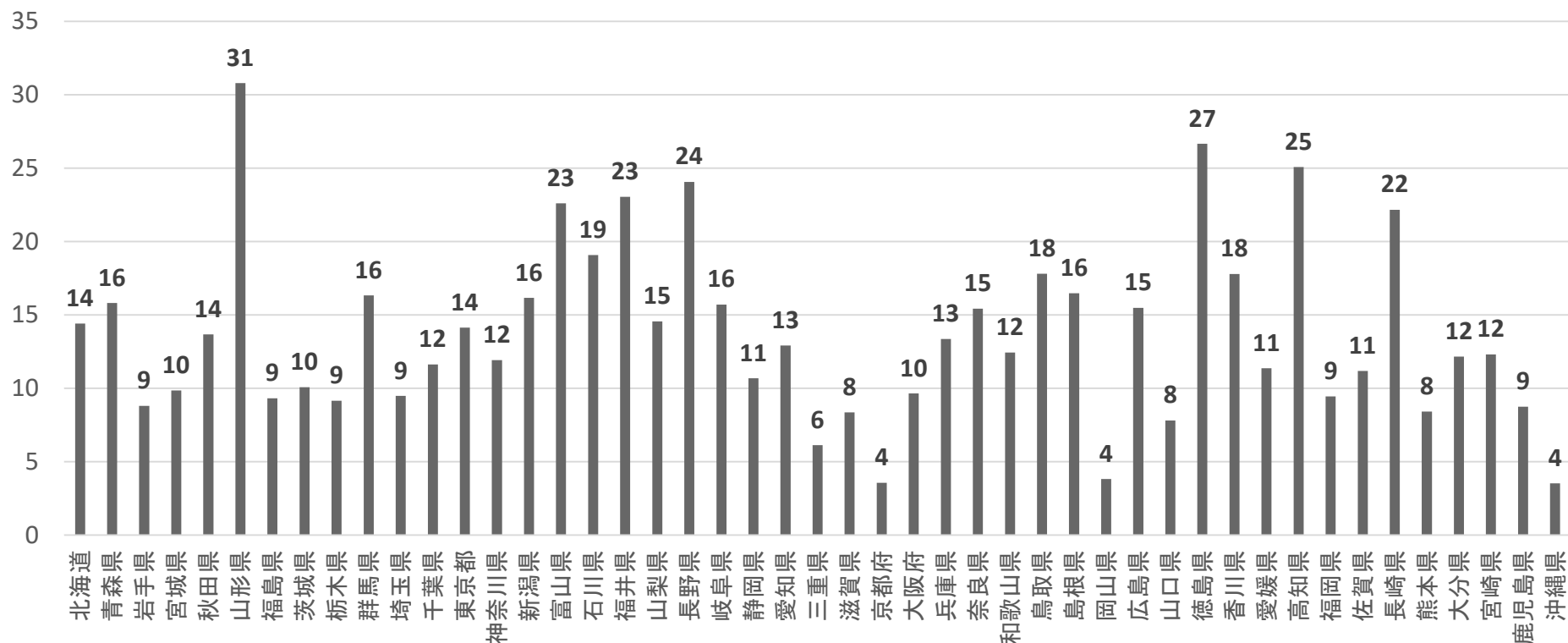
(注) 2020年4月3日-6日に、全国の20-60代男女4,700名に対して実施したアンケート調査

(出所) 株式会社サーベイリサーチセンター「【第2回】新型コロナウイルス感染症に関する国民アンケート」(2020年4月10日公表)を基に作成。

オンライン診療の活用状況

○新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、時限的に電話やオンラインによる初診からの診療を可能とした。
 (6月10日時点で電話・オンライン診療を実施する医療機関は約16000機関。このうち、初診から実施する医療機関は、約6000機関。)

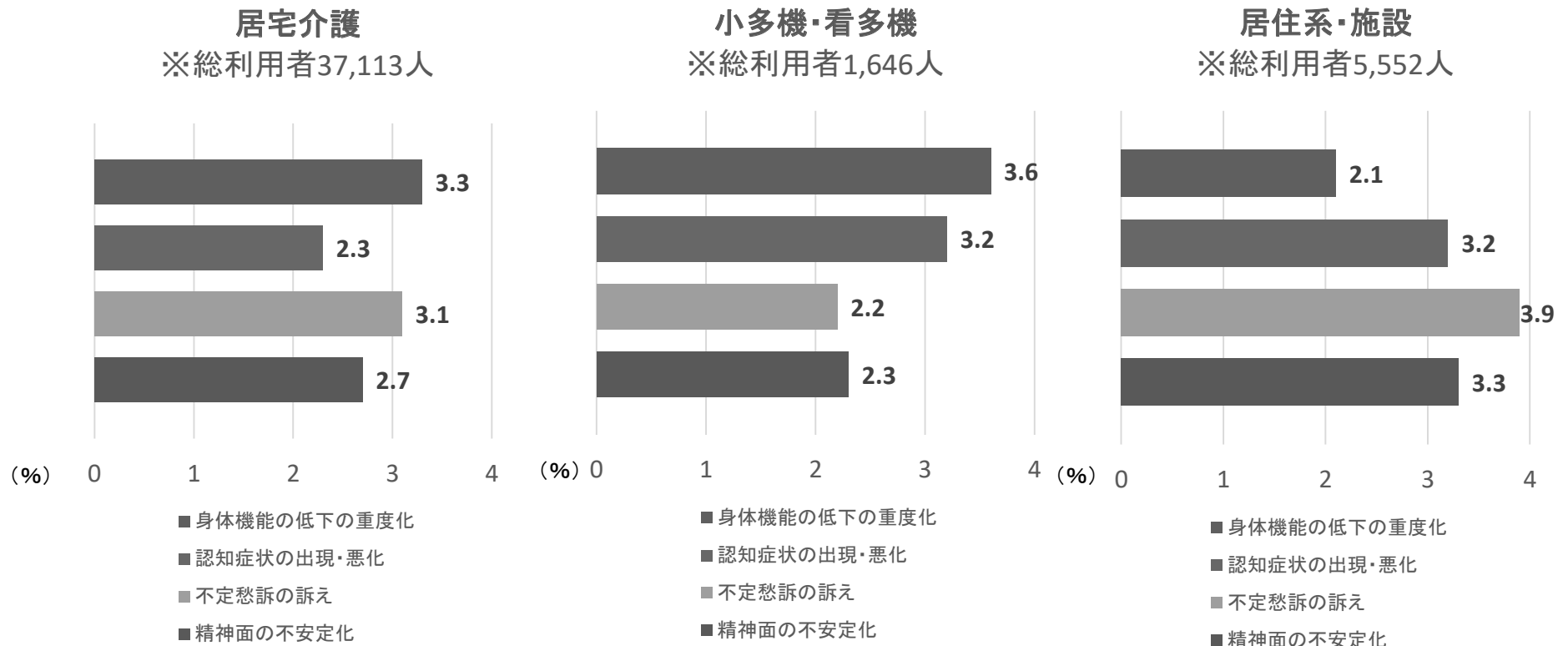
(機関) 都道府県別オンライン診療実施医療機関(2020年6月10日・人口10万人当たり機関数)



(注) 数値は、オンライン診療の届出を出している医療機関数を、各都道府県の2019年10月1日時点人口に基づき、人口10万人当たり件数で計算したもの。

新型コロナウイルス感染症による介護利用者への影響

○ケアマネジャーによると、介護サービス利用者の2～4%に、身体機能の低下、認知症状の悪化等が見られる。



(出典) 一般社団法人 人とまちづくり研究所「新型コロナウイルス感染症が介護・高齢者支援に及ぼす影響と現場での取組み・工夫に関する緊急調査【ケアマネジャー調査】」

注1：調査は居宅介護支援事業所、小規模多機能・看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設・認知症グループホーム・介護保険施設のいずれかに勤務するケアマネジャー約13,000人に対して本年5月12日～18日でオンライン実施。

注2：数値は、本年2月～4月末までの利用者のうち新型コロナの影響により上記影響が生じた利用者の数を問う質問の回答の合計数を本年4月の利用者合計で除したものの。

新型コロナウイルス感染症に対応する取組 運動アプリ

- 外出自粛にともなう運動不足によって高齢者がフレイル（虚弱）に陥るのを防ぐため、自宅でもできる簡易な運動メニューをアプリを通じて配信している事例がある。

運動メニューのアプリ配信「運動カウンター」 (東京都健康長寿医療センター研究所)

- 2020年3月、東京都健康長寿医療センター研究所と慶應義塾大学が共同開発。
- 無料対話アプリのLINE上で、運動メニューを無料で提供。
- 画面から運動メニューを選択すると、運動の実施方法のレクチャーを動画で受けることが可能。
- 運動終了後は実施回数を入力し、日々の運動量をアプリ上に記録できる。

■ 運動メニューの一覧



■ 運動履歴はアプリに記録

項目	3/26	3/27	計
つまざきあげ	10	0	10
かかとあげ	50	0	50
ももあげ	0	0	0
ひざのばし	20	0	20
スクワット	30	0	30
こしひねり	10	0	10
あーん一休番	0	0	0
散歩	0	0	0
合計	120	0	120

新型コロナウイルス感染症に対応する取組 オンライン面会

- 感染拡大防止のため、入居者と家族の面会を制限する動きが広がる中、タブレット端末やビデオ通話アプリを活用し、入居者と家族のオンライン面会を実施する介護施設がある。

介護施設におけるオンライン面会

(特別養護老人ホーム グレイスホーム (東京都足立区)、2020年4月30日開始)



- ビデオ通話アプリを活用し、施設の入居者が、タブレット端末の画面越しに、自宅の家族とオンラインで面会。
- 1回10分間程度の事前予約制。

ウィズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えて

未来投資会議の概要

日本経済再生本部

平成24年12月26日、経済財政諮問会議の連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に設置。

未来投資会議

- 平成28年9月9日に、日本経済再生本部において、産業協力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議の開催が決定。
- 例年、夏頃にいわゆる「成長戦略」を取りまとめ。
- 下部組織として設置・開催。

構造改革徹底推進会合

<設置分野>

- 「第4次産業革命」会合
- 「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合
- 「健康・医療・介護」会合
- 「地域経済・インフラ」会合

産官協議会

<重点分野>

- 次世代ヘルスケア
- フィンテック・キャッシュレス
- 次世代インフラ
- スマート公共サービス
- 次世代モビリティ/スマートシティ

- 今般、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の検討のため、当面の間、民間議員等を拡大するとともに、議論を進めるに当たり、ヒアリング(社会経済構想会合)を実施。

関連会議 | 中途採用・経験者採用協議会

- ※ 厚労省・経産省が共同事務局となり開催。

未来投資会議 議員名簿 (令和2年7月30日現在)

(赤字は令和2年7月30日追加)

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	西村 康稔	経済再生担当大臣 兼 全世代型社会保障改革担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
議員	菅 義偉	内閣官房長官
	梶山 弘志	経済産業大臣
	高市 早苗	総務大臣
	茂木 敏充	外務大臣
	萩生田 光一	文部科学大臣
	加藤 勝信	厚生労働大臣
	竹本 直一	内閣府特命担当大臣(科学技術政策)
	北村 誠吾	内閣府特命担当大臣(規制改革)
	大木 隆生	東京慈恵会医科大学外科教授・対コロナ院長特別補佐
	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所所長
	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
	金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO
	神津 里季生	日本労働組合総連合会会長
	五神 真	東京大学総長
	櫻田 謙悟	SOMPOホールディングス株式会社 グループCEO取締役代表執行役社長
	志賀 俊之	株式会社INCJ代表取締役会長
	竹中 平蔵	東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授
	中西 宏明	一般社団法人日本経済団体連合会会長、 株式会社日立製作所取締役会長 執行役
	南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長
	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長
	三浦 瑠麗	株式会社山猫総合研究所代表
	米良 はるか	READYFOR株式会社代表取締役CEO
	脇田 隆字	国立感染症研究所所長

※ この他必要に応じて有識者の参加を求める場合がある

I. ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の基本理念

- ① 新しい働き方(働き方改革)を定着させ、リモートワークにより地方創生を推進し、デジタルトランスフォーメーションを不逆転の決意で進めることで、分散型居住を可能とする。
- ② 資本主義の形が、変化への対応力があり、強靱性・復元力を持った長期的な視点に立った像へ変化(特定の場所・国に過度に依存しないサプライネットへ)。
- ③ 眼前の利益にとらわれず、長期的なビジョンに立った企業像。
- ④ 持続可能性を持った社会像(脱炭素社会・循環経済の実現のためのエネルギー供給構造改革) の設計が求められている。

II. 新しい働き方の定着と一極集中の是正

- デジタルトランスフォーメーションの地域実装を通じた地方創生の推進
- 多様な働き方・暮らし方
 - 暮らしの場としての地方 → 強靱性の確保(防災・減災)、魅力ある交通ネットワークの整備
 - フリーランスの健全な拡大とその適正な保護の検討
 - スタートアップ・NPOや若者、エッセンシャルワーカーへの支援
- テレワークの障壁の解消のため、仕事のやり方のさらなる見直し
- デジタルデバйд、セキュリティデバйдへの対応
- 高齢者や基礎疾患を持つ方の保護
- 地域の中小企業のデジタルトランスフォーメーションの推進、農林業・漁業のスマート化
- 契約の電子化
- オンライン診療など地域における医療提供体制の整備
- オンライン面会
- リカレント教育、オンライン教育
- バーチャル株主総会の検討
- ローカル5Gを含めた5Gの早期全国展開、ポスト5G、6Gの推進
- 未来社会の実験場としての大阪・関西万博

III. 人々の間の信頼・接触の回復

- 海外との人・物の動きの再開。
- 人流をテレワークで、完全には代替できず。
- 国内的にも、観光立国2030年訪日外国人6000万人軌道への回復のためには、人流の回復が不可欠。このための検査体制の拡充と段階的に人流を回復するルールの整備。
- 大規模イベントなどの再開 → 入場者に検査を課すことによるイベント開催。
- 情報発信の改善

IV. 当面の経済運営の留意点

V. 金融市場の安定化

VI. 産業再生・事業再構築

- 中長期的に、不可逆なビジネスモデルの変化、産業構造の変化。
- サプライネットの構築
- オープンイノベーションの促進 → スタートアップ企業への投資
- 無形資産への投資
- 接触回避のためのロボット活用(生産現場の自動化、宅配ロボット)。
- 接触を避けるためのキャッシュレス化の推進
- 中小企業と大企業の共存共栄モデルの確立

VII. エネルギーを巡る課題への対応と今後のエネルギー戦略

VIII. 科学・技術イノベーションのあり方

IX. 政府・自治体のあり方

- マイナンバーの利活用の拡大とこれを活用したオンライン手続の強化
- 政府のデジタル化・スマート化。 → マイナンバーと銀行口座の接続。
- 自治体において共通する事務の標準化。

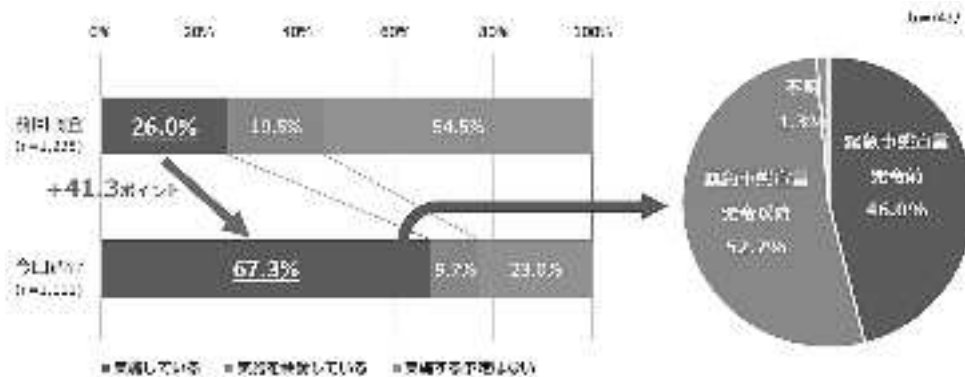
X. 国際環境への対応

- 経済安全保障の強化、セキュリティの強化、安全保障上重要な企業への対応
- DFFT(Data Free Flow with Trust)に向けたデータ流通等のルール作り
- 国際協調による自由貿易体制の維持・強化

緊急事態宣言後のテレワークの実施状況

- 緊急事態宣言発令を挟んだ2回の調査を比較すると、テレワーク実施率は、従業員規模にかかわらず増加している。
- 従業員規模が大きくなるにつれ、テレワークの実施率も高くなる傾向にある。
- テレワーク実施率は業種によって差があり、小売業は低い。

■ テレワーク実施率



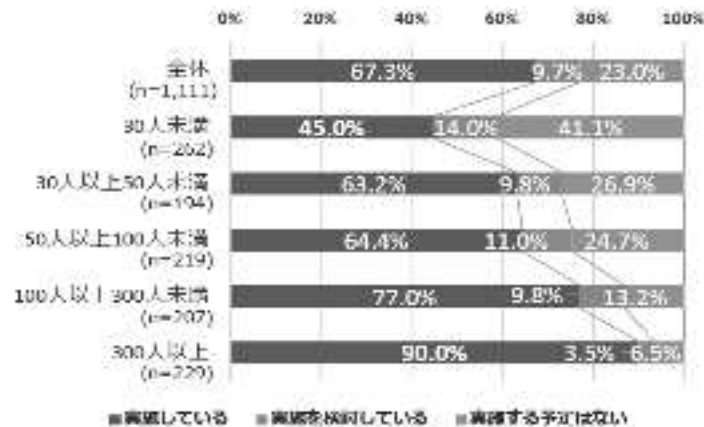
■ テレワークを開始した時期

■ テレワーク実施率の変化

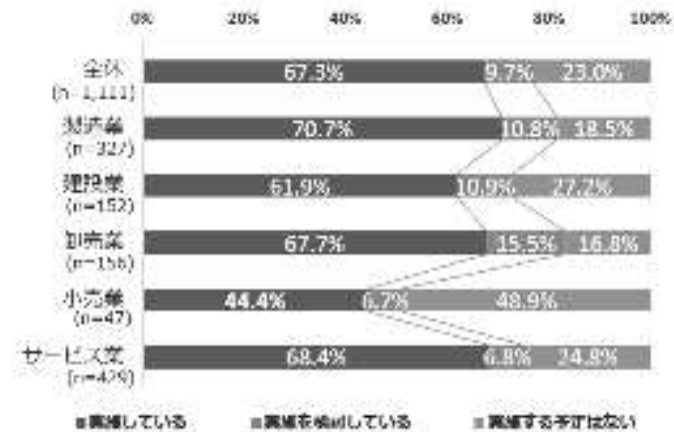
前回調査期間：2020年3月13日～31日
今回調査期間：2020年5月29日～6月5日

従業員規模	前調査 (2020/3)	今回調査 (2020/5-6)	増減値
30人未満	12.3%	45.0%	+32.7ポイント
30人以上50人未満	17.6%	63.2%	+45.6ポイント
50人以上100人未満	25.0%	64.4%	+39.4ポイント
100人以上300人未満	32.2%	77.0%	+44.8ポイント
300人以上	57.1%	90.0%	+32.9ポイント

■ テレワーク実施率（従業員規模別）



■ テレワーク実施率（業種別）



【出典】東京商工会議所「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」調査

平成の30年間と、2040年にかけての社会の変容（主なもの）

			1989（平成元）年	2019（令和元）年	2040（令和22）年	
1	高齢者数（高齢化率）		1,489万人（12.1%）	3,575万人（28.5%）	3,921万人（35.4%）	
2	その年に65歳の人各年齢まで生存する確率	90歳	男22% 女46%	男36% 女62%	男42% 女68%	
		100歳	男2% 女7%	男4% 女16%	男6% 女20%	
3	出生数/合計特殊出生率		125万人/1.57	87万人/1.36	74万人/1.43	
4	未婚率（35～39歳）		男19.1% 女7.5%	男35.0% 女23.9%	男39.4% 女24.9%	
5	平均世帯人員		2.99人 *1	2.33人 *2	2.08人	
6	就業者数 （うち医療福祉従事者数）		6,128万人 （221万人*3）	6,724万人 （843万人）	5,245～6,024万人 （1,070万人）	
7	就業率	女性	25～29歳	57.3%	82.1%	84.6%
			30～34歳	49.6%	75.4%	83.4%
	高齢者	60～64歳	52.3%	70.3%	80.0%	
		65～69歳	37.3%	48.4%	61.7%	
8	非正規雇用労働者数（割合）		817万人 （19.1%）	2,165万人 （38.3%）	—	
9	1世帯当たり平均等価所得（実質）		368.7万円 *4	346.0万円 *5	—	
10	スマートフォン保有世帯割合		0%	79.2% *5	—	
11	「形式的つきあい」が望ましいとする割合		親戚 13% 同僚 15% 隣近所 19% *6	親戚 26% 同僚 27% 隣近所 33% *5	—	
12	社会保障給付費（対GDP比）		47.4兆円 （10.5%）	117.1兆円 *7 （21.4%）	188.2～190.0兆円 （23.8～24.0%）	

（注）定義、資料出所等の詳細は本文参照。*1は1990年、*2は2015年、*3は1988年の推計値（事務職等含まず）、*4は1991年、*5は2018年、*6は1988年、*7は2017年。
2040年の就業者数は経済成長・労働参加の状況により幅がある。2040年の医療福祉従事者は、需要面からの推計値。就業率については、経済成長・労働参加が進むケースにおける推計値。社会保障給付費は3時点とも地方単独事業分を含まず、2040年については単価の置き方により幅がある。

今後の社会保障と働き方の方向性

(高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えて)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

人生100年時代

- ・健康寿命の延伸
- ・生涯現役の就労と社会参加

担い手不足・人口減少の克服

- ・就業率の一層の向上
- ・働く人のポテンシャルの向上と活躍
- ・医療・福祉サービス改革を通じた生産性向上
- ・少子化対策

新たなつながり・支え合い

- ・総合的なセーフティネットの構築
- ・多様な担い手が参画する地域活動の推進
- ・経済的な格差拡大の防止

生活を支える社会保障制度の維持・発展

- ・機能の強化
- ・持続可能性の強化
(財政面+サービス提供面)

デジタル・トランスフォーメーション（DX）

「3つの「密」」を避ける新たな生活様式の拡がり等、国民生活、社会・経済の様々な面に大きな影響。

経済・雇用情勢の影響を大きく受ける者・世帯への対応
(労働・福祉の両面で臨機応変の対応)

日常生活のオンライン化
(オンライン診療、行政手続)

エッセンシャルワークの重要性
(感染防止対策、医療福祉分野の処遇改善)

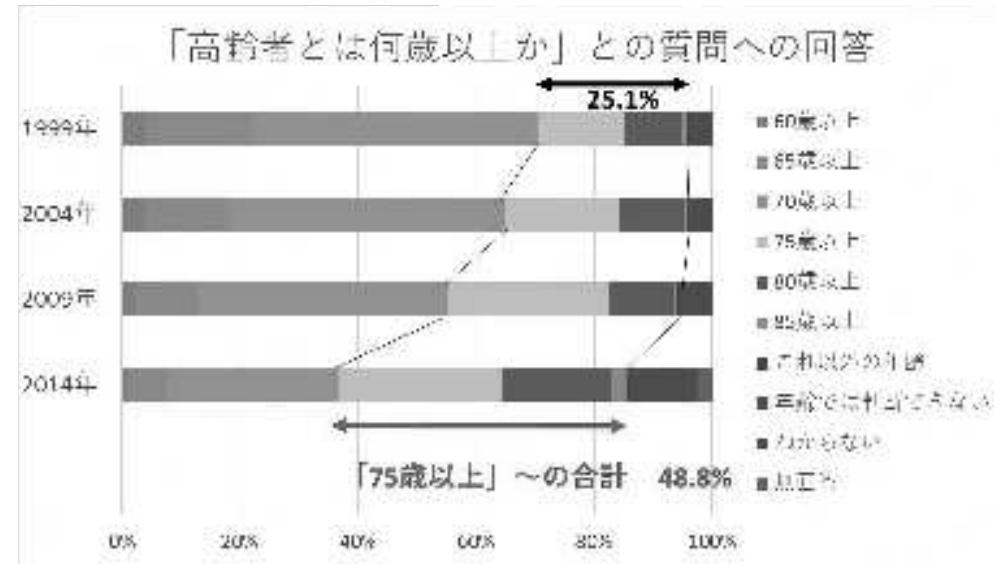
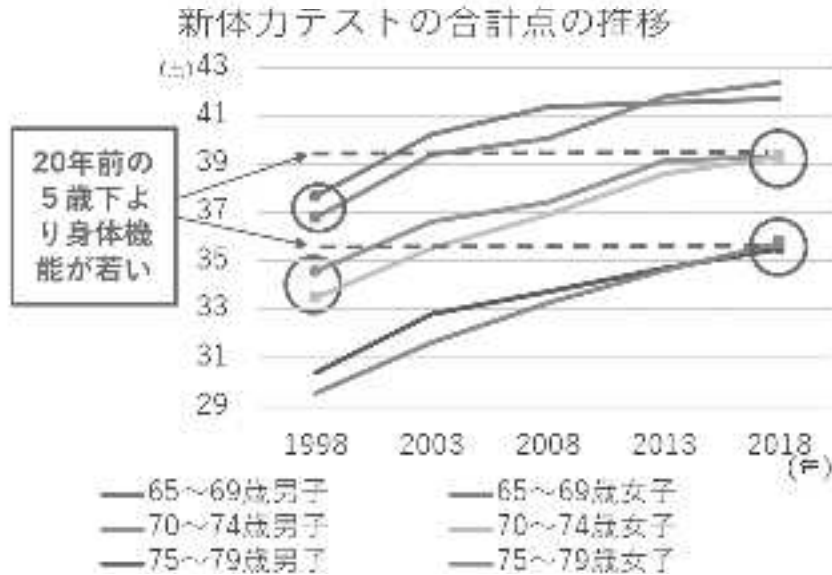
新しい働き方
(テレワーク、フリーランス)

新しいつながり
(オンライン活用、アウトリーチ)

(中長期の構造変化を想定)
産業構造、国土構造、地域社会のあり方、経済・財政等

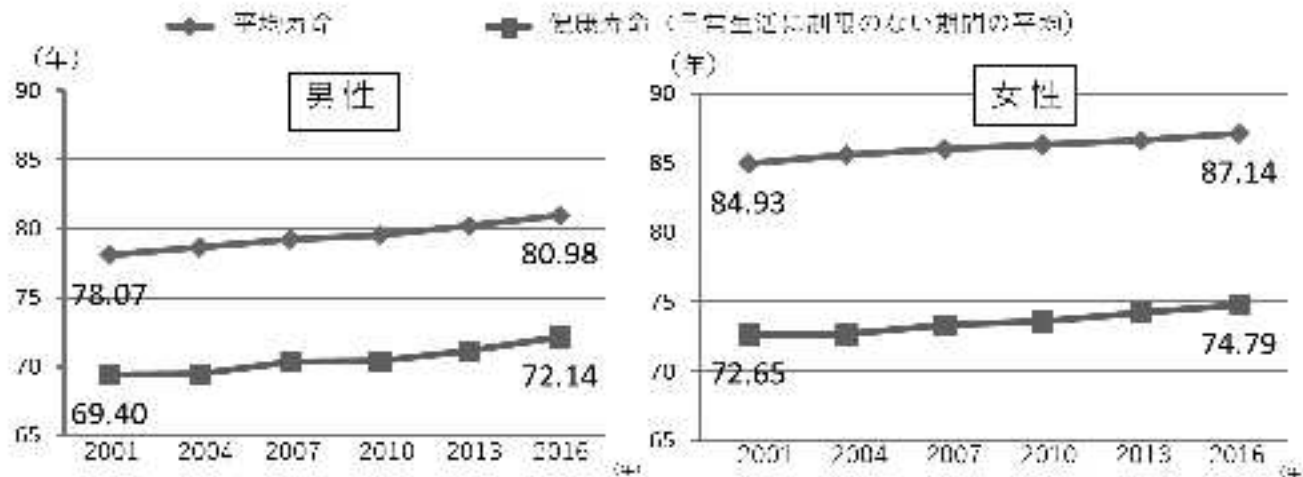
人生100年時代に向けて

高齢期の身体機能が若返る中、「高齢者像」が大きく変化。



健康寿命が延伸してきており、男女ともに2040年までにさらに3年延伸が目標。

平均寿命と健康寿命の推移

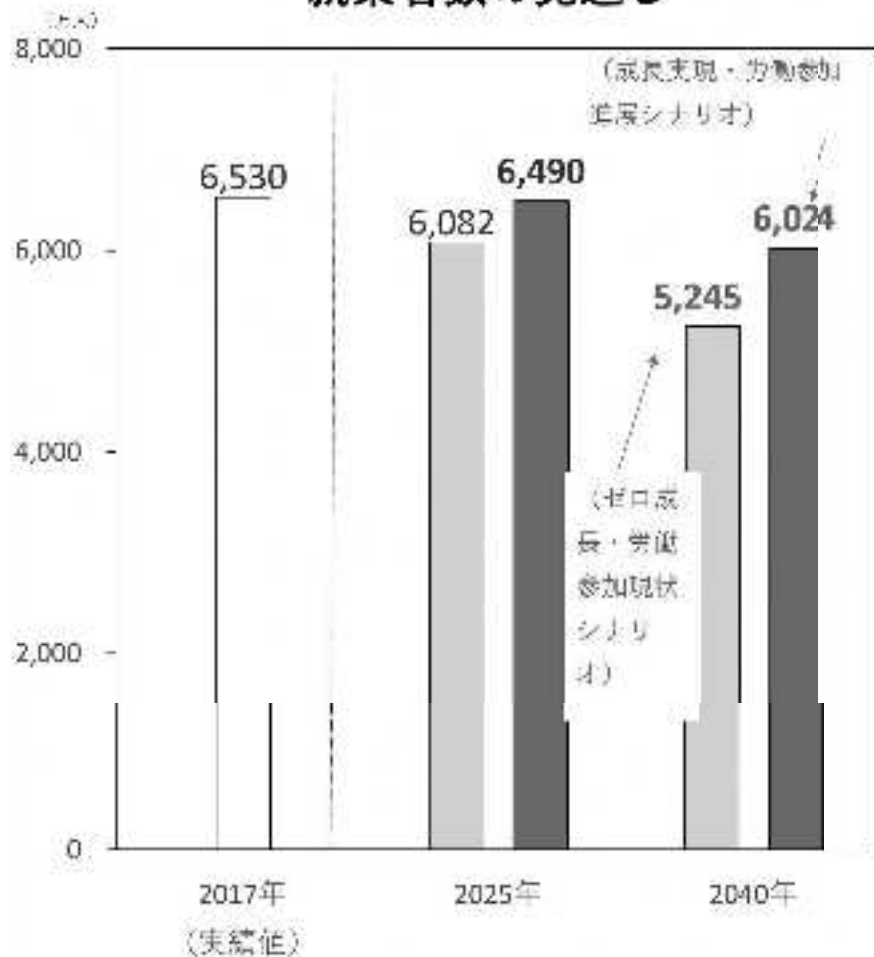


担い手不足・人口減少の克服に向けて

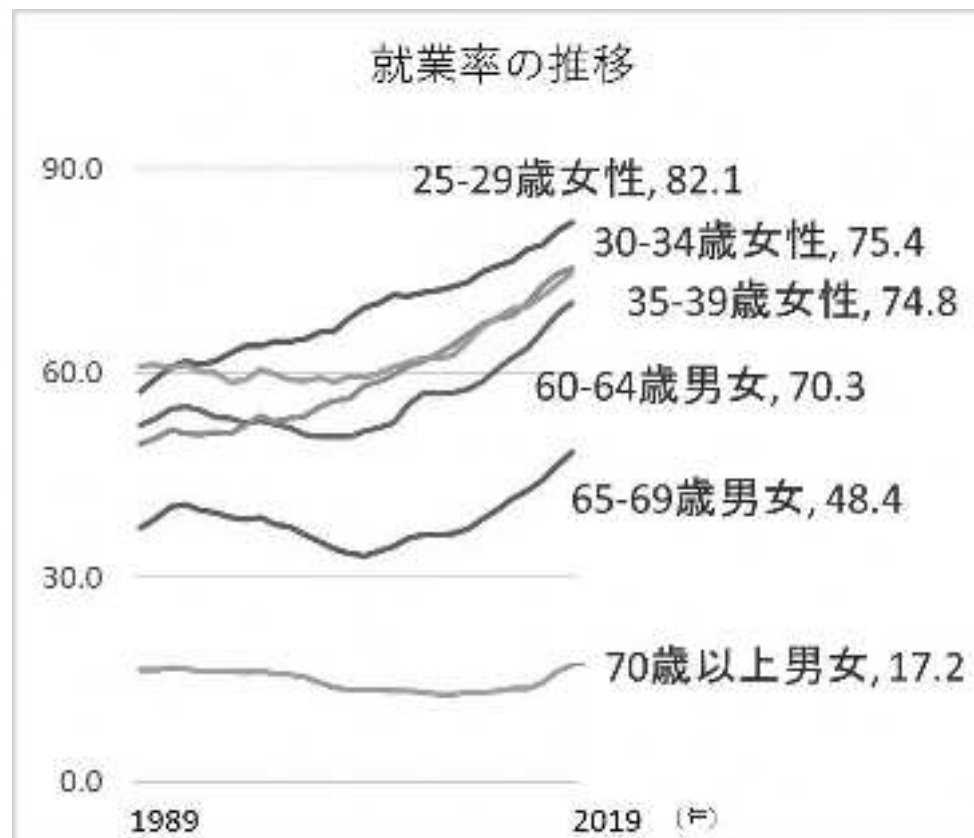
2040年の就業者数は、今後の経済成長と労働参加の進展によって左右される。

平成の30年間、女性と高齢者の就業率は大幅に上昇。

就業者数の見通し



就業率の推移



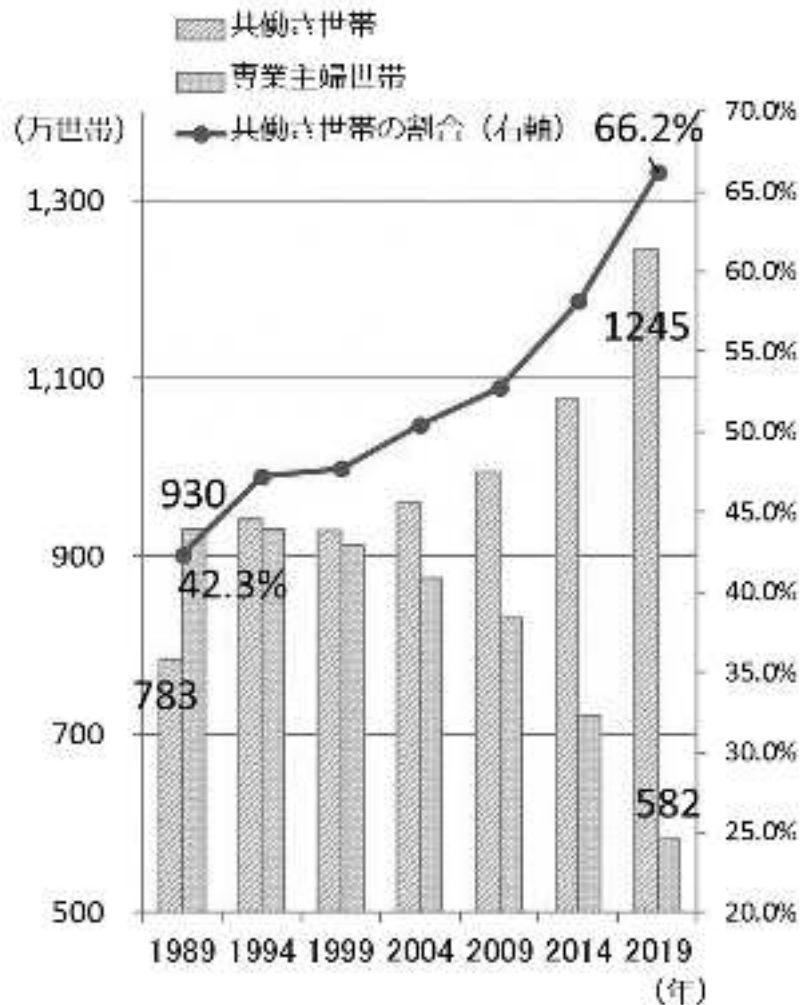
(注) 2017年実績値は総務省統計局「労働力調査」、2025年以降は
(推) 労働力調査研究・経路推定推計。

担い手不足・人口減少の克服に向けて

平成の30年間で、共働き世帯は約1.6倍に。共働き世帯中心へと転換。

人口減少下にあっても、労働力人口や就業者数は1990年代後半の水準を維持。

共働き世帯と専業主婦世帯の推移



労働力人口・就業者数の推移

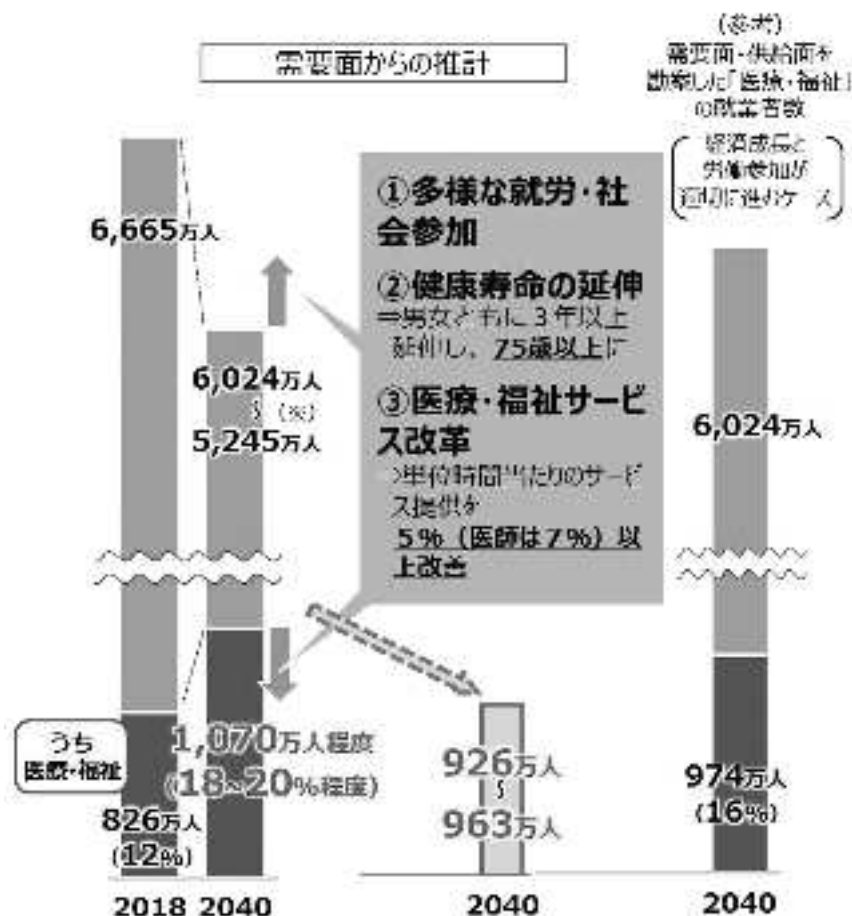


担い手不足・人口減少の克服に向けて

2040年には、このままでは就業者の約5人に1人が医療福祉分野で必要に。

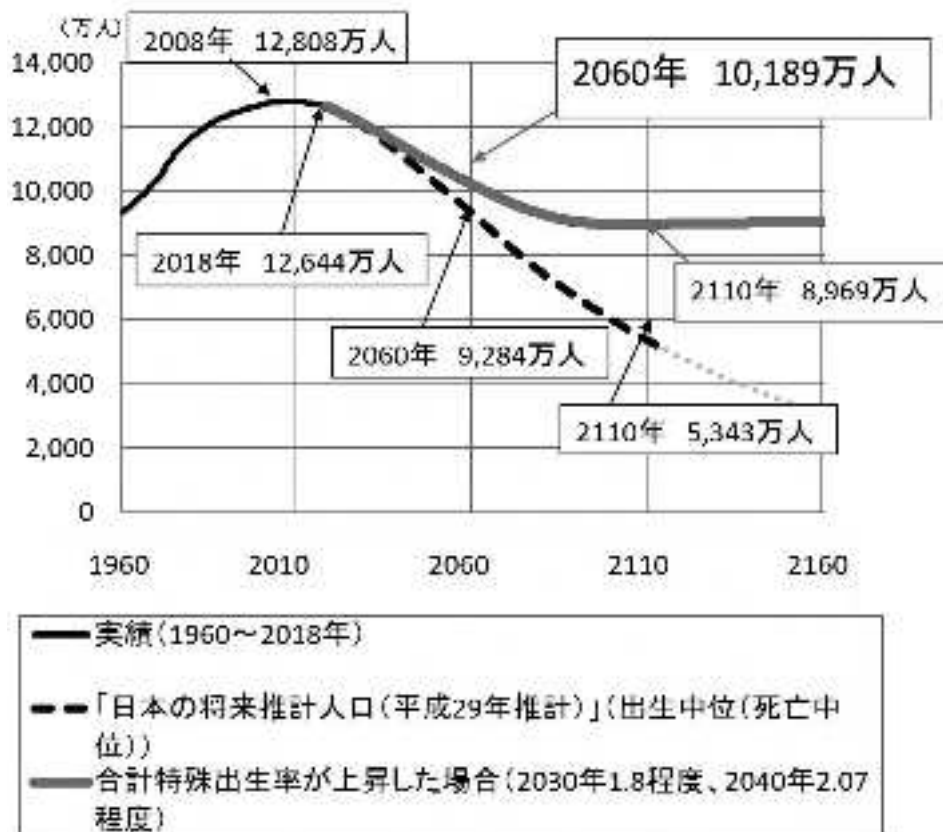
長期的な人口の見通しも踏まえた少子化への対応が重要に。

2040年に向けたマンパワーのシミュレーション



人口の推移と長期的な見通し

(まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)における推計)



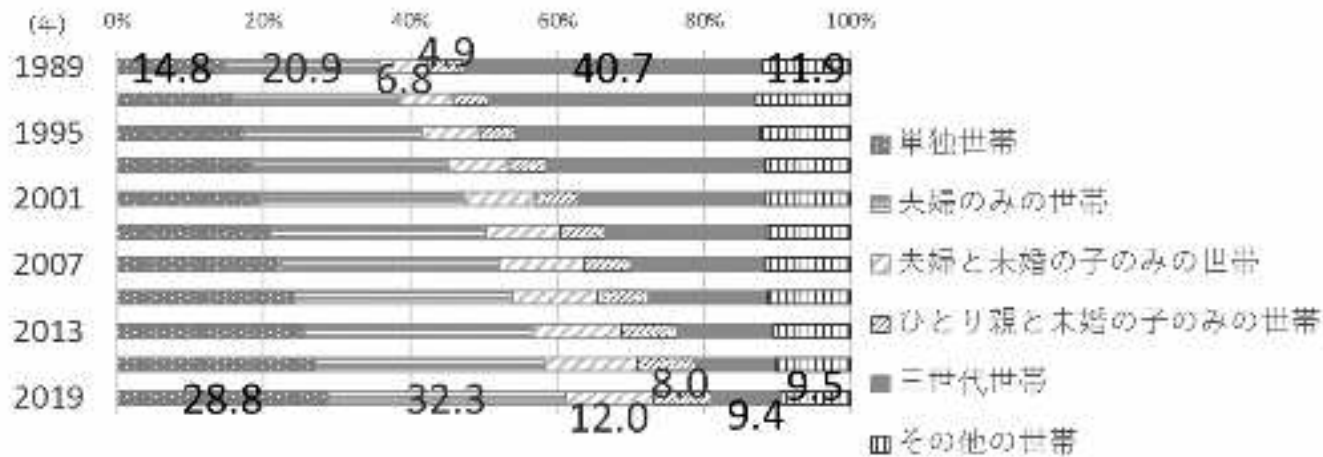
※「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」の人口推計は、出生中位(死亡中位)を前提とした推計であり、出生率の上昇による人口増加の可能性は示されていない。

(注) 「2040年に向けたマンパワーのシミュレーション」(2018年5月21日)を改定したものの、総務省政策評価・行政法人政策研究・研修機構「労働力需給の推計」(2019年3月)による総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進むケース、上の数値は進むケースを減らした。2040年の改革後の就業者数は、医療・福祉サービス改革により生産性が向上し、健康寿命の延伸の両方により医療・介護需要が一定程度低下した場合の推計値である。

新たなつながり・支え合いに向けて

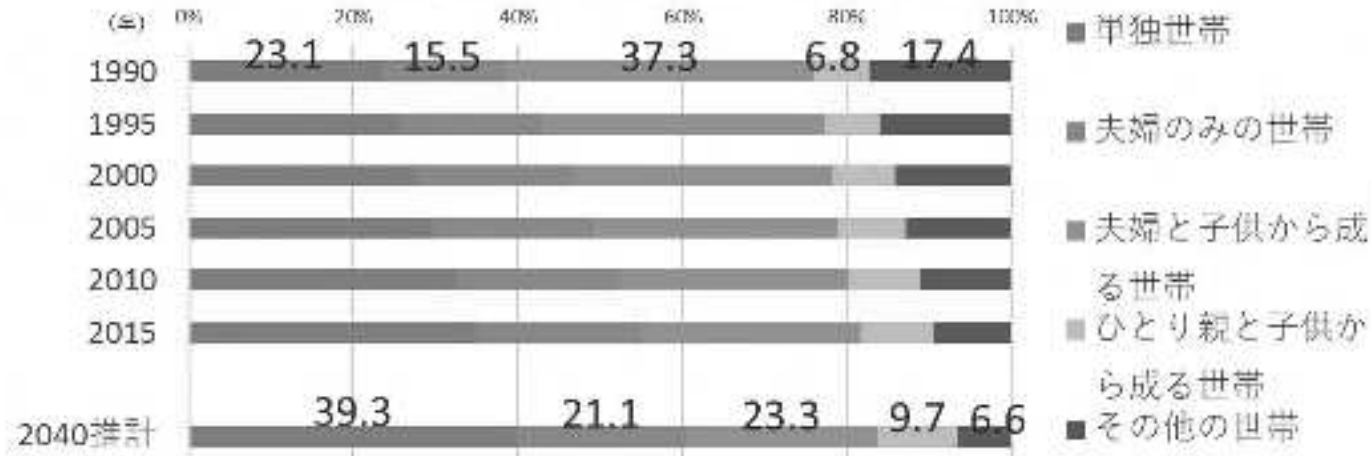
平成の30年間で、65歳以上の人のいる世帯のうち三世帯世帯は約4分の1に減少。

65歳以上の人のいる世帯の世帯構造の推移



世帯構造の変化がさらに進み、2040年には単独世帯が約4割に。

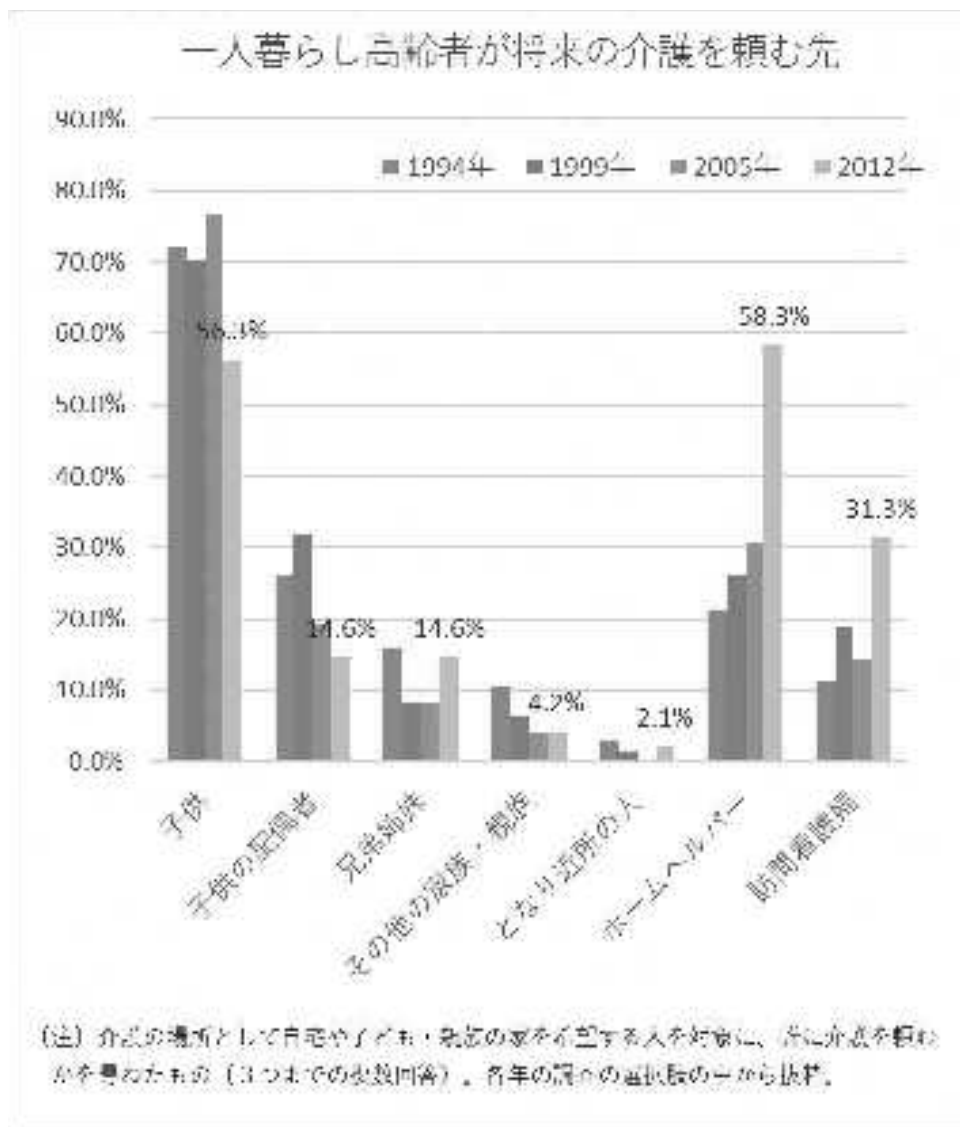
世帯総数・世帯タイプの構成割合の推移



新たなつながり・支え合いに向けて

一人暮らし高齢者が将来の介護を頼む先は「子」が減り「ホームヘルパー」が増加。

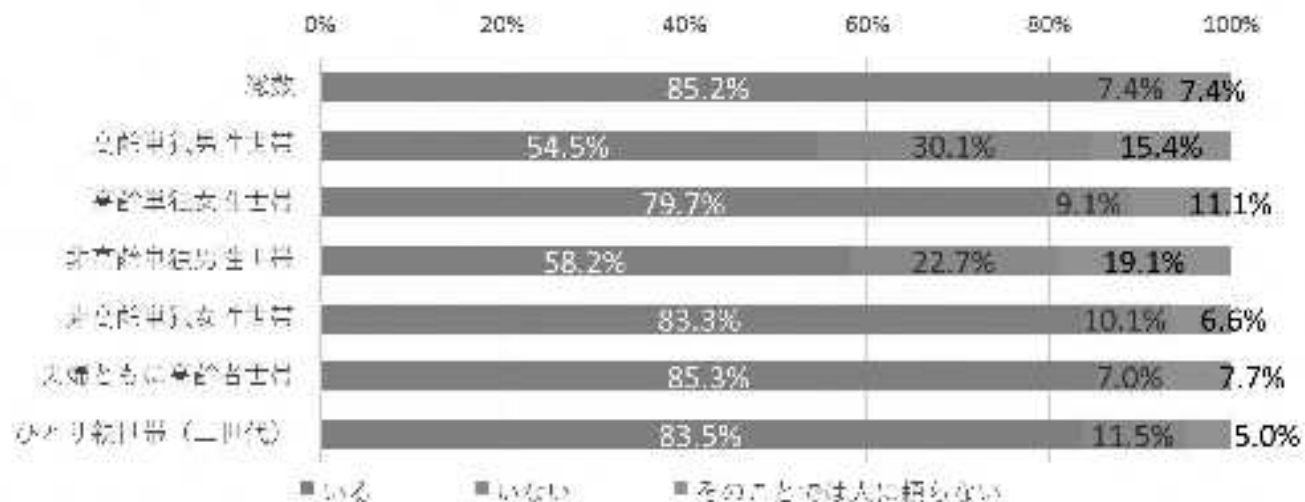
2040年にかけて、未婚の高齢者が増加する見通し。



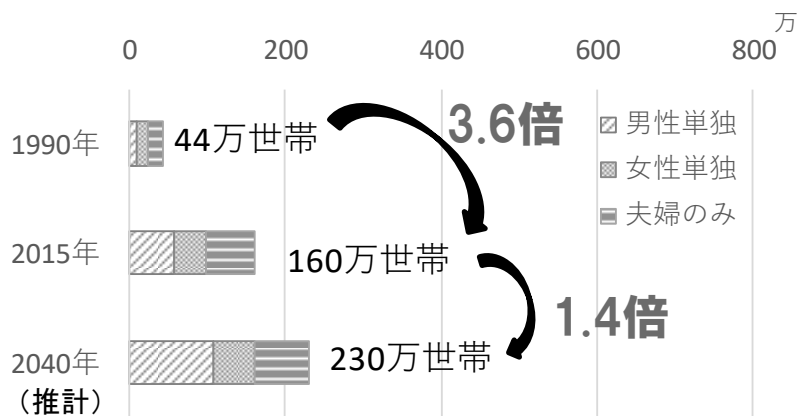
新たなつながり・支え合いに向けて

「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、過去25年間で3.6倍となり、今後25年間で1.4倍に増加の見込み。

「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人の有無（世帯類型別・2017年）



日頃のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる世帯



介護サービス利用者数の推移

	ホームヘルプ (訪問介護等)	デイサービス (通所介護等)	ケアマネジメント
1992年	22万人	18万人	—
2018年	149万人 (※)	220万人 (※)	451万人

(注) ※の数値には、2014年の介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業に移行したサービス分（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）は含まれていない。

新たなつながり・支え合いに向けて

一人ひとりの暮らしを支えていくために、それぞれの地域事情を踏まえつつ、様々な主体や関連分野と連携し、つながり・支え合いのあり方を考えていくことが必要。

住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことへの対応

対応の類型 (担い手・事業主体)		ニーズ類型	突然の困りごと (例) ・ 具合が悪くなった	日常生活に必要なこと (例) ・ 掃除、食事、買い物、 子どもの世話 ・ 外出の手助け	人・社会とのつながり (例) ・ サロン、コミュニティカフェ ・ 子ども食堂、子ども学習支援	暮らしに必要な特別な助け (例) ・ 相談、就労 ・ 契約・財産管理、住まいの確保、当座の現金	
		自助的対応	家族・親族	家族・親族による扶助（三世代同居、親きょうだいや子との近居等）			
民間企業等	見守り機器・システム、 訪問・配達サービス等		フードバンク等への食材提供等		介護予防	中間的就労の場	
互助的対応	住民団体、民生委員、NPO法人等	(住民団体、民生委員) 互助による助け合い、サークル活動等 (NPO法人等) 自主事業					
	社会福祉法人、生活協同組合等 (自主事業)	社会福祉法人の地域における公益的活動			生協の地域福祉活動	中間的就労の場	居住支援
共助・公助的対応	住民団体、NPO法人、社会福祉法人、生活協同組合等	介護保険の総合事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援事業等					
	医療福祉事業体	介護保険、障害者総合支援、子ども・子育て支援等の各制度における個別給付や事業					福祉等の各種相談
	自治体その他	福祉等の各種ネットワーク	市町村運営の有償運送		就労支援	居住支援	

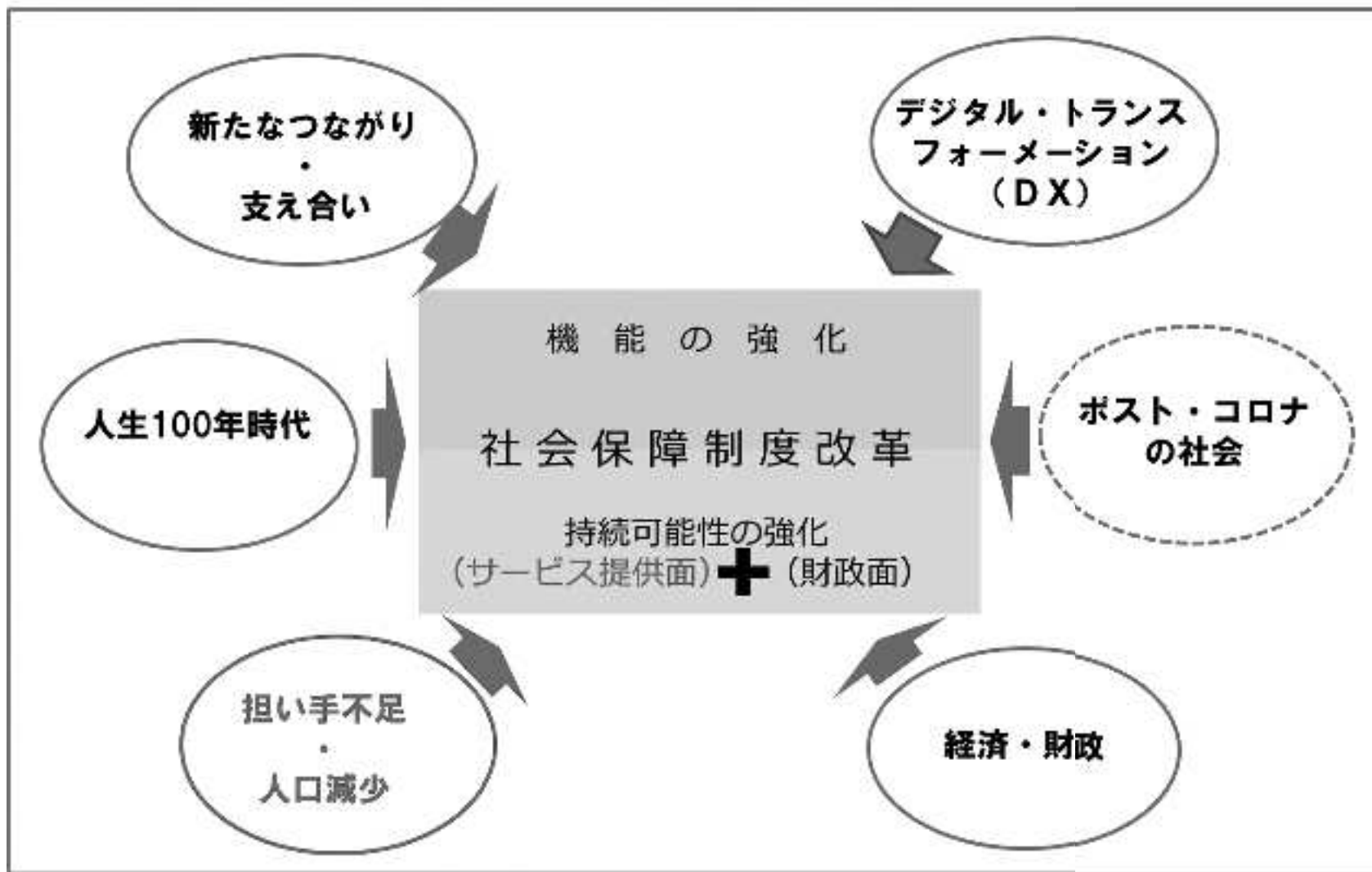
成年後見制度利用促進の取組

今回の新型コロナ対策における社会保険・労働保険の対象とならない労働者などへの異例の対応

- 雇用保険被保険者とならない労働者（週20時間未満、学生アルバイト等）や新規学卒者への雇用調整助成金や休業支援金の支給
- 子どもの世話のために委託を受けた仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への小学校休業等対応支援金の支給
- 市町村国保における被用者に対する傷病手当金の支給（任意事業）

生活を支える社会保障制度の維持・発展に向けて

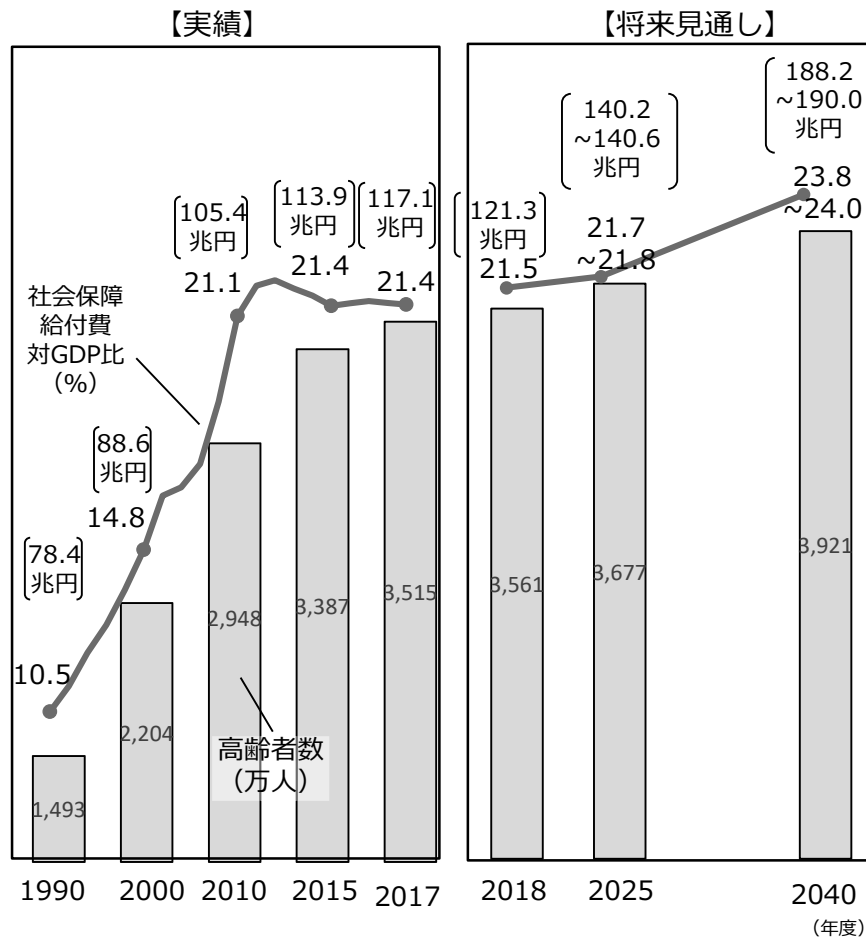
令和時代の社会保障制度改革を考える視点



生活を支える社会保障制度の維持・発展に向けて

平成の30年間で、社会保障の給付規模は2倍強に増加。今後、2040年にかけて、1.1倍に増加の見込み。

2040年に向けた社会保障給付費対GDP比等の推移
(実績と将来見通し)



(注) 地方単独事業を含まないベース。

(参考) 高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較

